

第3期
庄原市行政経営改革大綱
【答申資料(別冊)】



令和8年7月
庄原市行政経営改革審議会

目 次

『大項目：1 新たな手法の導入などによる事務事業の改善』にかかる参考資料

1 DX 診断	
（1）DX 診断レポート	1
2 PFS（成果連動型民間委託契約方式）	
（1）従来の委託事業と PFS 事業の比較	2
（2）安芸高田市 PFS 導入検討資料	2
3 庄原市パブリックコメント手続実施要綱	
（1）庄原市パブリックコメント手続実施要綱、第3条第1項 第1号で定める計画	3
4 AI チャットボット行政評価委員会	
（1）AI チャットボット行政評価委員会のイメージ	3

『大項目：2 多様な主体との連携の強化』にかかる参考資料

1 自治振興区の現状等	
（1）自治振興区の現状	4
（2）自治振興区の事業の例	4
（3）自治振興区の人口・法人格等	4
（4）住民自治組織に対する県内市の支援（令和7年度予算）	5
（5）自治振興区関係の支出額	6
（6）各機関の課題認識	7
（7）指定地域共同活動団体	8
2 自治体間連携	
（1）まちづくり基本条例第16条	9
（2）広域リージョン連携	9
（3）広域連携中枢都市圏	10
（4）旧・中国山地県境市町村連絡協議会（県境サミット）	11
3 郵便局連携	
（1）郵便局への市役所窓口業務の委託	12
（2）郵便局との連携（自治体窓口業務・安芸高田市）	12
（3）郵便局との連携（ライドシェアの活用・北海道上士幌町）	13
4 連携協定締結状況	
（1）庄原市が締結している相手方・協定項目等	14～15
5 副業・兼業人材の活用	
（1）他自治体の事例	16

目 次

『大項目：3 ビルド・アンド・スクラップの徹底』にかかる参考資料

1 第三セクター関係	
（１）市内第三セクターの一覧	17～18
（２）県内の出資法人（第三セクター等）数	19
（３）専門家の助言体制（国の財政支援制度）	19～20
2 財産区	
（１）法令及び庄原市の合併時の資料	21
3 公共施設関係	
（１）庄原市公共施設等総合管理計画	22
（２）庄原市市民一人当たりの施設延床面積	23
（３）県内他市の公共施設の維持整備に関する令和５年度末 基金残高	24
（４）民間提案制度を活用した公共施設、未利用土地建物の 高度利用の促進	24
4 行政評価制度	
（１）庄原市の行政評価事業（平成２６年５月開始）	25～27

『大項目：4 持続可能な業務執行体制の構築』にかかる参考資料

1 支所機能改編関係	
（１）法令等	28
（２）受付事務・地域共創業務の定義	28
（３）庄原市が想定する支所等の形態	28
（４）支所等の機能改編のイメージ	29
（５）集落支援員	30
2 人材育成関係	
（１）庄原市人材育成基本方針	別冊
（２）本庁支所職員数・職員採用・退職者・病気休暇（休職）者 の状況	31
（３）人事評価制度	32
（４）DXShip ひろしま	32

『大項目：5 財政資源の最適配分』にかかる参考資料

1 財政運営関係	
（１）第３期庄原市長期総合計画に掲げるＫＰＩ	33
（２）ふるさと納税及び市税収納率の県内状況	33
（３）庄原市の補助金の一覧	34～37
（４）庄原市の指定管理施設の一覧	38～39
（５）庄原市の借地となっている公共施設の概要	40
（６）特別会計繰出金・一部事務組合等負担金一覧	40

『大項目:1 新たな手法の導入などによる事務事業の改善』にかかる参考資料

1 DX診断 (大綱本冊 P22)

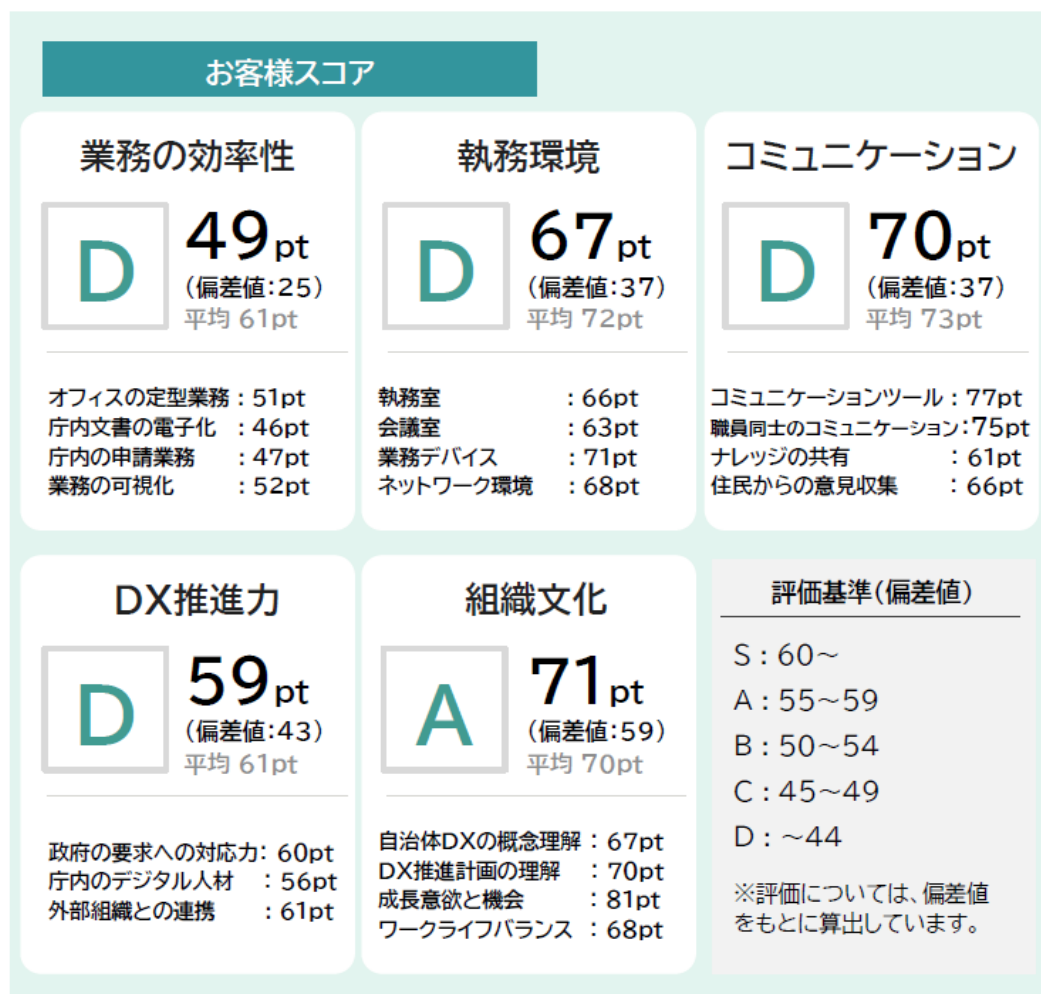
(1)DX診断レポート

※令和8年2月に「DXShip ひろしま」参加の市町を対象に NEC ネットズエスアイ(株)が実施

庄原市は、DXへの職員理解などの「組織文化」の項目を除く、全ての項目が「最低ランクの“D”」です。

特に

- ・ 庁内文書の電子化
- ・ 執務環境、ネットワーク環境
- ・ 住民からの意見収集
- ・ デジタル人材の育成 が劣っているため、総合的なDX推進に早急に取り組む必要があります。



2 PFS(成果連動型民間委託契約方式) (大綱本冊P23)

(1)従来の委託事業と PFS 事業の比較

項目	従来型の委託事業	PFS事業
事業活動の裁量の程度	事業活動の実施方法を、仕様書に定めるため、民間事業者の裁量は小さい。	達成すべき成果指標値の改善状況が指定され、そのための事業活動の実施方法については、 民間事業者のノウハウを活用するため、民間事業者に一定の裁量を付与する。
事業終了時の評価(検査)方法	仕様書に定める事業活動の実施方法に則り業務を実施したか、成果物が仕様を満たしているかを検査する。	民間事業者の事業活動により、 どれだけ成果指標値が改善したかを評価する (固定支払いがある場合、その支払いに対する検査は行われる)。
地方公共団体等からの支払額	成果に関わらず、仕様で定めた事業活動や検収する成果物に対して支払うため、予め定めた額である(受託者たる民間事業者が支出した費用に基づく精算払いもある)。	成果評価で確認される、 成果指標値の改善状況により変動する。
成果を高めることに対するインセンティブ	成果指標の改善状況に関わらず支払額が固定であり、収益という面において、成果指標値を改善するインセンティブが働かない。	成果指標値の改善状況に対し支払額が連動するため、 成果指標値をより改善するインセンティブが効果的に働く。

例) 婚活事業の場合

【従来型委託】

行政が定めた内容に沿ったイベントを実施し、イベントの実施に対する経費を支払い

【PFS 事業】

民間事業者にイベント実施内容に関する裁量を付与し、委託料は最終的な成婚数に応じて支払う

(2)安芸高田市 PFS 導入検討資料

【R4:先-20】観光関連施設の一体管理に係る官民連携手法検討調査 (実施主体:広島県安芸高田市)

安芸高田市基礎情報(R5.3.1時点)

・人口:26,931人

・面積:537.71km²

【事業分野:その他】【対象施設:観光関連施設】【事業手法:PFI,成果連動型民間委託契約方式(PFS)】

調査のポイント

- 複数施設をバンドリングすることにより、PFI 事業での事業成立及び効率的な管理運営が可能となるとともに、相互施設利用の促進による拠点性が高まり、付加価値や集客力が向上する。
- まちづくり・観光分野における成果連動型民間委託契約方式(PFS)を実施し、民間事業者の創意工夫やノウハウ等、自由な発想を活用することで、民間事業者のインセンティブ設計によるサービスの質の向上を見込むことができ、民間事業者の他地域への事業展開も期待できる。

事業/施設概要

【安芸高田市の紹介】

安芸高田市は、清流江の川沿いに田園風景が広がる自然豊かな地域でありながら、広島市から車で約1時間と比較的アクセスが良く、ますます高まる自然回帰ブームで、注目が高まっている地域である。

【施設概要】

#	対象施設	延床面積	用途
1	神楽門前湯治村	5,465.87㎡	宿泊、物販、飲食、温泉
2	道の駅「北の関宿」 安芸高田	626.57㎡	物販、飲食
3	たかみや湯の森	3,037.92㎡	温泉
4	土師ダム周辺施設※1	—	観光
合計		9,130.36㎡	?

※1 民間事業者サウンディング等を踏まえた協議の結果、土師ダム周辺施設は他の対象施設と用途・集客ターゲットが異なり、相互施設利用促進が困難であるため、本事業対象施設から除外することとした。

○: 本調査の対象施設

目的・これまでの経緯

【安芸高田市の課題】

本事業の対象となる観光関連施設は、老朽化が進むなど従前の魅力を失っており、各施設で別の指定管理者が運営しており、地域全体の相乗効果を生み出せていない。そのため、民間収益施設の導入や一体的な運営を図ることで、エリア全体の活性化や収益性の改善が求められている。

【調査概要】

地域経済を支える観光関連施設の再生のため、バンドリング、PFI等民間活力の活用の可能性をマーケットサウンディング等を実施し、検討してきた。

「神楽門前湯治村」、「道の駅北の関宿安芸高田」、「たかみや湯の森」の経営統合を実施したが、成果が限定的だったため、引き続き経営支援、人事交流による経営ノウハウの活用などのフォローアップを実施

3 庄原市パブリックコメント手続実施要綱(大綱本冊P24)

(1) 庄原市パブリックコメント手続実施要綱、第3条第1項第1号で定める計画

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策や条例等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的施策を定める総合計画等の計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2)～(5) 略

2 略

4 AI チャットボット行政評価委員会(大綱本冊P24)

(1) AI チャットボット行政評価委員会のイメージ

【AI がコーディネーターを務める市民登録者によるオンライン会議型のトークルーム】

行政評価オンライン会議 & 市民参加AIチャットボット

参加者（市民・行政）

- 市民A
- 市民B
- 行政職員（田中）
- 行政職員（田中）
- 市民員（田中）

評価アジェンダ

行政評価オンライン会

公共施設の維持管理コストが
延長してほしい
図書館の開館時間を延長して

評価アジェンダ

行政評価オンライン会議、セ
ックワーク管理

参加

チャット



AI司会者 ミライ

市民A（山田）：
公共施設の維持管理コストが気になります。削減案は？

市民B（佐藤）：
図書館の開館時間を延長してほしい。

行政職員（田中）：
コスト削減は検討中です。図書館の件は需要調査を行います。

AI ミライ：貴重なご意見ありがとうございます。コスト削減と図書館の件、論点
として整理します。

チャットを送信...

AIリアルタイム評価まとめ

- 市民A（山田）：
公共施設の維持管理コストが気になります。削減案は？
- 市民B（佐藤）：
図書館の開館時間を延長してほしい。
- 行政職員（田中）：コスト削減は
検討中です。図書館の件は需要調
査を行います。

両良

- 公共施設の維持管理コストが気
になり、削減案が悪いまじになり
ます。
- 誤解
。図書館の開館時間になります。
図書館の件図書館の件、論点と
して整理数なコストです。

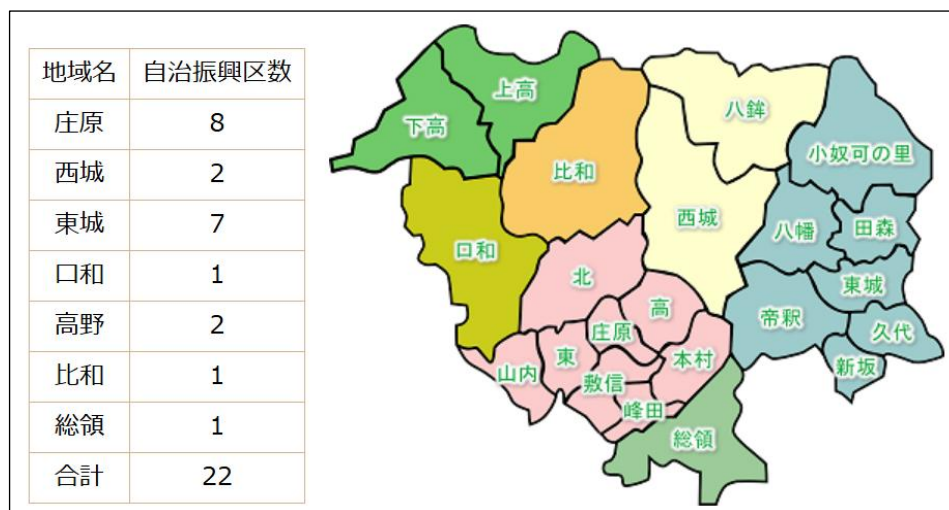
相当なデータ

- <https://www.ca:sin.binanota-outeophers/710300090.jpg>
- <https://www.ca:sin.binanota-outeophers/7103000211.jpg>

『大項目:2 多様な主体との連携の強化』にかかる参考資料

1 自治振興区の現状等（大綱本冊P25～26）

(1)自治振興区の現状



(2)自治振興区の事業の例

- 【定住】空き家バンク、移住希望者の相談、空き家活用セミナー 庄原暮らしお試し住宅運営
- 【福祉】配食サービス、ふるさと応援会 健康マージャンサロン
- 【防災】防災マップ、防災研修会、防災アプリ
- 【情報発信】振興区の便りの発行、公式 HP・SNS の活用
- 【地域振興】都市との交流事業、交流イベント、スポーツ大会
- 【生涯学習】人権学習会、夕涼み会、夏休みキッズわくわく教室、地域未来塾、文化教室

(3)自治振興区の人口・法人格等（法人格等の欄が空欄の場合は、「権利能力なき社団」を示す。）

自治振興区名	人 口	法人格等	自治振興区名	人 口	法人格等
庄原	5,548		八幡	641	
高	1,062		田森	570	
本村	500		東城	3,430	
峰田	514		帝釈	359	
敷信	2,593	認可地縁団体	久代	331	認可地縁団体
東	3,619		新坂	167	
山内	1,418		口和	1,657	
北	1,090		上高	928	
西城	2,454		下高	490	認可地縁団体
八鉾	366		比和	1,070	
小奴可の里	922		総領	1,062	一般社団法人

(4)住民自治組織に対する県内市の支援（令和7年度予算）

（単位:千円）

	市名	運営支援	活動・その他支援	計	一人当たり支援額 (円)
1	庄原市	257,467	81,601	339,068	11,012
2	三次市	200,817	22,104	222,921	4,687
3	江田島市	8,780	50,242	59,022	2,909
4	東広島市	185,737	117,107	302,844	1,591
5	安芸高田市	31,656	4,492	36,148	1,404
6	広島市	0	1,503,708	1,503,708	1,285
7	竹原市	12,732	9,699	22,431	1,004
8	大竹市	5,740	19,100	24,840	986
9	三原市	0	79,491	79,491	921
10	呉市	8,000	135,112	143,112	717
11	廿日市市	353	79,963	80,316	699
12	福山市	8,000	141,094	149,094	329
13	府中市	0	6,530	6,530	187

※尾道市は、未掲載

(5)自治振興区関係の支出額(令和6年度決算額)

(単位:千円)

分類	支出内容	決算額
交付金	自治振興交付金	113,928
	特別振興交付金	134,300
自治活動	自治振興区活動促進補助金	3,466
	庄原市自治振興区連合会 負担金	1,750
	地域マネージャー活用事業交付金	30,127
	地域おこし協力隊員支援事業 委託業務料	1,189
	自治振興区定住促進活動補助金	1,085
コミュニティ推進	コミュニティ助成事業	6,300
	集会施設借上助成金	216
	集会施設浄化槽維持管理補助金	773
	集会施設整備補助金	1,849
施設管理	自治振興センター指定管理料	53,218
	図書館分館管理業務委託	4,414
	コミュニティセンター指定管理料	2,385
	ふるさと村高畠指定管理料	2,099
	東城文化ホール指定管理料	12,323
	しょうばら生活体験施設運営補助金	367
	庄原市ふれあいの里指定管理料	339
	高齢者活動センター指定管理料	903
	比和温泉あけぼの荘管理業務委託	6,686
	ほたる見公園指定管理料	1,431
防犯灯管理	西城市街地街路灯維持管理業務委託	344
	LED防犯灯設置補助金	348
防災	自主防災組織活動補助金	1,766
	避難所開設謝金	110
	防災無線子局土地使用料	1
	消防施設整備補助金・負担金	113
生涯学習	生涯学習委託事業委託料	23,799
環境整備	施設・道路環境整備業務委託(草刈りなど)	27,179
	除雪作業委託金	206
	道路河川清掃等業務実施報奨金	308
	環境対策補助金	1,200
	再生資源物回収報奨金	14
	ごみ集積所設置補助金	200
定住対策等	お試し留学農業体験受入に係る謝礼	15
子育て支援	放課後子ども教室事業委託金	18,035
高齢者福祉	地域デイホーム活動支援事業補助金	3,371
	敬老会事業補助金	6,697
地域振興	農林施設整備事業補助金	75
	有害鳥獣防除事業補助金	304
	観光地域づくり補助金(帝釈もみじまつり)	300
交通対策	芸備線駅開業100周年記念行事実施補助金	100
	芸備線利用助成金	43
	公共交通空白地有償運送補助金	1,204
	市民タクシー運行事業	6,402
	タクシー利用助成券	2
	福祉タクシー乗車券	42
その他	投票所機材等借上謝金	178
合 計		471,504

(6)各機関の課題認識

①庄原市自治振興区連合会

庄原市自治振興区連合会 組織検討方針（令和6年7月5日承認）

- （１）人口が500人以下でかつ活動が困難となっている自治振興区、または組織再編の必要性を認識している自治振興区は、組織の見直しを協議する
- （２）見直しを検討する組織の対象範囲は、旧市町の区域を越えないこととする
- （３）組織の見直しを行う場合は、対象となる自治振興区だけでなく連絡協議会を構成する全ての自治振興区で検討する
- （４）協議の結論は具体的に決定することとする（組織の見直しの有無、時期など）

②庄原市議会

令和7年第1回庄原市議会定例会所管事務調査報告書（企画建設常任委員会）

平成17年の合併により広大な市域を有することとなった本市で、市民と行政が力を合わせ、自治振興区を中心として市民が主役のまちづくりを進めてきた。

しかし近年、高齢化や人口減少が急速に進み、自治振興区や自治会の運営、活動に困難が生じ始めているとの声を聞く機会が増えている。

これまで市行政は、自治という観点から自主独立性を重んじ、自治振興区には自発的に地域課題の解決に向けた取り組みを期待してきた。結果、自治振興区間で地域課題への取り組み状況に大きな差が出てきている状況は否めない。

（略）

今後は地域課題への取り組み状況に応じ、事業交付金を加算し人件費も交付金に内包するなどの工夫により、地域課題の取り組みへの意欲増加、住民サービスの平準化へと繋がるよう、交付金や補助金の配分や加算の仕組みを検討すべきと考える。

③自治振興区へのアンケート調査

令和4年度実施 県立広島大学地域戦略協働プロジェクト事業（西村和之教授）

地域が抱える根幹の課題は、我が国が直面している少子高齢化による人手不足であり、経済の落ち込みによるであろう予算を含めたリソースの減少・不足にたどり着き、直ちに、明快な答えが得られる案件では無い。と言う実情を再認識することになった。

しかしながら、アンケート調査により「生の声」を聴取して意見を整理した結果、以下の3点は指摘することができた。即ち、

- 1）自治振興区とともに、自治会においても組織が担う役割の見直しと統廃合を含めた区割りの見直し・再編が不可避と判断される区や会が認められる。
- 2）統廃合や区割り等の見直しに至らない区や会であっても、市と区の役割や区と会の役割と言った組織間の関係性と仕切りを明確にし、改めて住民個々人に対して正しい認識を付与する必要がある。
- 3）この二点を実現するために、速やかな協議と組み直しの実現が望まれる。

(7)指定地域共同活動団体

『指定地域共同活動団体』制度の創設

R6改正

- 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する仕組み（プラットフォーム）を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申（令和5年12月）〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正（法第260条の49）により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- ・自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
- ・ 地域の美化・清掃
- ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・ 高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することとなる

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ **区域の住民** 又は **区域の住民を主たる構成員とする団体** を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において**住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動**を行う
- ・ 地域の**多様な主体との連携**等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ **民主的で透明性の高い運営**その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の**支援**を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に**調整を求め**ることができる
- ・ 市町村から**行政財産の貸付け**、関連事務の**随意契約による委託**を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、**交流喫茶等を開催**
- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学が健康セミナーを開催。

【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を**一体的に実施**
- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための仕組み（プラットフォーム）の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

- ❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な**組織形成への支援**に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置（市町村）

- | | |
|--|------------------------------------|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → 特別交付税措置（※） |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について
特別交付税措置（※） |
| ※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり） | |

2 自治体間連携（大綱本冊P27）

(1)まちづくり基本条例第 16 条

（広域的な連携）

第 16 条 各主体は、市内外の人々や団体と広く交流して連携を深め、得た情報、知識および経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとします。

2 市は、国、県その他関係団体と相互に連携および協力し、まちづくりの課題解決に努めるものとします。

(2)広域リージョン連携

- 石破総理の施政方針演説(令和7年1月24日)において、地方創生2.0、「令和の日本列島改造」の5本の柱の1つとして「広域リージョン連携」の推進を表明。
- これを踏まえ、産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた多様な主体の連携により、点から面に展開する枠組みを創設。総務省において、「広域リージョン連携」の進め方を示す「**広域リージョン連携推進要綱**」を制定・発出。

「広域リージョン連携」(要綱のポイント)

主体	複数都道府県の区域における 自治体と経済団体等の多様な主体 による構成体
対象事業	産業政策や観光振興など、 点から面に展開すべき複数のプロジェクト を実施
手続	①構成団体が 共同で広域リージョン連携宣言 を実施 ② 広域リージョン連携ビジョン を策定 ・具体的なプロジェクトの内容 ・実施主体間の役割分担や効率的な実施体制 等に言及
国の支援	新しい地方経済・生活環境創生交付金 や各府省の補助事業等によるソフト事業の支援、地域の要望を踏まえた 規制の緩和等 を実施(関係府省と調整中)。

➡ 今後、各地域において「**広域リージョン連携宣言**」を行い、プロジェクト実施に向けた準備を開始。
広域リージョンのプロジェクトを推進するための**国の支援措置**については、引き続き各府省と調整。

<参考：都道府県域を超えた官民連携の事例>



- 半導体産業の強化を目指し、九州地域の知事会、経済団体等の多様な主体が連携し、人材育成や技術開発、情報共有体制を整備する「新生シリコンアイランド九州」構想を推進（九州地域）



- 関西広域連合と関西経済連合会が中心となり、関西の公設試験研究機関を核に様々な機関が連携し、企業の研究開発段階から事業化までを支援するプラットフォームを構築（関西地域）



- 地方公共団体と経済団体等が設立した協議会の下で、インバウンド誘致や高付加価値旅行者の誘客に向けた人材育成・コンテンツ開発等を実施（中国地域）

◆中国地方の連携

広域リージョンの名称	広域リージョン連携宣言日	広域リージョン連携ビジョン策定日	構成団体	取り組むことを想定する分野
1 中国地域広域リージョン連携プラットフォーム	令和7年9月3日	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、一般社団法人中国経済連合会、鳥取県商工会議所連合会、島根県商工会議所連合会、一般社団法人岡山県商工会議所連合会、広島県商工会議所連合会、山口県商工会議所連合会	・観光 ・産業振興 等

(3) 広域連携中枢都市圏

連携中枢都市圏の意義とは

➤ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

令和7年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:385)

連携中枢都市圏をいかに実現するか

➤ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入(平成26年11月1日施行)

➤ 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援

➤ 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

【連携中枢都市圏とは】
地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市宣言

➡

連携協約の締結

➡

都市圏ビジョンの策定

◆県内の連携中枢都市

広島広域都市圏：広島市【中心市】、三次市、庄原市ほか広島県、島根県、山口県内の33市町

備後圏域連携中枢都市圏：福山市【中心市】、三原市、尾道市ほか広島県、岡山県内の9市町

広島中央地域連携都市圏：呉市【中心市】、竹原市、東広島市ほか広島県内の8市町

◆庄原市の状況

令和8年4月より広島広域都市圏へ加入し、連携事業は、以下のとおり

ID	事業内容
19	広島広域都市圏における企業誘致活動の連携【PRパンフレット、情報交換等】
21	圏域特産品の販売促進事業【大都市圏での特産品の展示販売会等】
29	広島駅、広島バスセンター等での総合案内所・ブランドショップ(バスマチ等)の運営
43	救急相談センター【#7119】の運営
46	圏域内公共交通網の充実・強化(ＪＲ在来線等の利用促進・機能強化)
50	広島修道大学・広島市立大学との連携による地域貢献人材の育成【学外学習科目の体験実習】
60	一時預かり保育事業の広域利用
66	“神楽”まち起こし協議会事業(協)【動画配信、イベント】
98	圏域内職員人事交流・研修事業(協)【相互派遣、研修、技術職員の補完】
101	広島広域都市圏に関する情報発信【元就。二百万一心！(情報テレビ番組)、SNS、広報紙】
121	事務の共同化・広域連携【専門性の高い事務の合同研修会開催、共同化に関する検討】

(4)旧・中国山地県境市町村連絡協議会(県境サミット) ※平成の大合併前の4県の1市 14 町1村で結成

県境サミット構成市町村の概要(4県・1市14町1村)

市町村名 人口 高齢化率

鳥取県

西伯町	8,366	23.0%
日南町	7,382	33.4
日野町	4,921	29.4
江府町	4,316	28.3

島根県

広瀬町	9,613	26.9
伯太町	5,684	24.8
横田町	8,411	27.3

岡山県

新見市	25,513	24.5
新庄村	1,101	32.6
大佐町	4,153	26.8
哲西町	3,426	30.4
神郷町	2,677	29.7
哲多町	4,122	27.0

広島県

西城町	5,443	33.1
東城町	11,141	31.2
比和町	2,246	36.2

合計 108,515 26.8

(平成7年国勢調査)



県境サミットホームページURL <http://www.emerald-c.net/>

関連する主な発電所
 発電所名/俣野川発電所
 (水力・中国電力)
 所在地/鳥取県江府町、
 岡山県新庄村
 発電所名/黒坂発電所
 (水力・中国電力)
 所在地/鳥取県日野町、
 鳥取県日南町
 発電所名/新川平発電所
 (水力・中国電力)
 所在地/鳥取県江府町など
 発電所名/新見発電所
 (水力・岡山県)
 所在地/岡山県新見市、
 岡山県哲多町

エメラルドパスポート(右)と
 エメラルドひと紀行



割引サービス付観光ガイドブック。
 掲載されている約160の施設が10～50%割引になるほか、
 周辺の施設の優待も受けられる。観光情報も充実。代金は
 圏域地図(A3判)と圏域の名匠を紹介するミニ冊子「エ
 メラルドひと紀行」が付録に付いて500円

3 郵便局連携（大綱本冊P28）

(1)郵便局への市役所窓口業務の委託

郵便局事務取扱法（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）は、郵便局において、住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの事務を取り扱わせることができるようにするための手続等を定めている法律です。

地方公共団体は、普通郵便、特定郵便局の窓口において、次の10種類の事務の全部又は一部について、委託することができます。

- 1 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付の請求の受付及び引渡し
- 2 地方税の納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 3 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 4 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- 5 転出届の受付、転出証明書の引渡し
- 6 マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- 7 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- 8 マイナンバーカードの交付・更新の申請の受付等
- 9 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 10 印鑑登録の廃止申請の受付

(2)郵便局との連携(自治体窓口業務・安芸高田市)

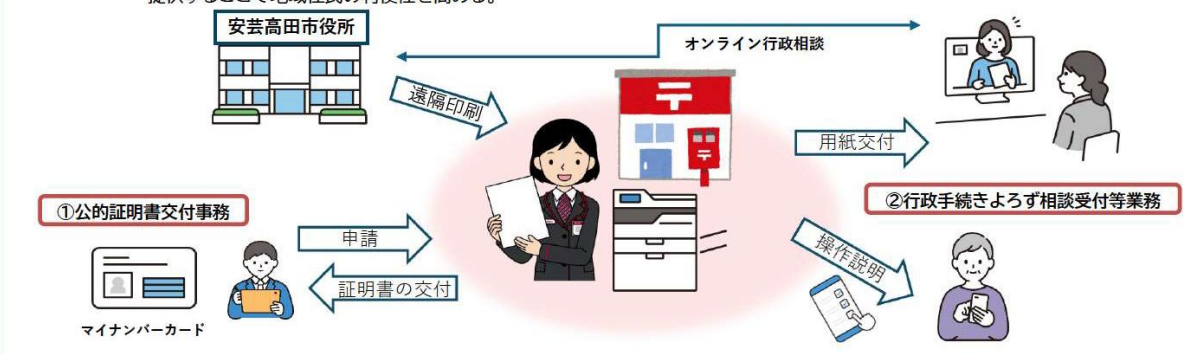
【地域課題】

人口減少に伴い自治体職員の定員適正化を進めているが、少ない職員でも多様化する住民ニーズに对应していくことが必要。また、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請を展開しているが、高齢化率が高いため、サービスの利用困難な世代が増加。

【実証地域】広島県安芸高田市(可愛郵便局、吉田入江郵便局、丹比郵便局、八千代郵便局、刈田郵便局、横田郵便局、美土里本郷郵便局、生桑郵便局、北郵便局、高宮郵便局、来原郵便局、川根郵便局、甲田郵便局、小田郵便局、向原郵便局)

【実証期間】令和7年10月下旬～令和8年2月下旬

【実証内容】地域に身近な郵便局において、①らくらく証明書交付サービスによる公的証明書の交付、②タブレット等を用いた「行政手続よろず相談」を実施し、住民が身近な場所で行政相談や手続きを行える体制を整備。市の5支所に限られていた取扱い・相談を、15郵便局で提供することで地域住民の利便性を高める。



ポイント

- ✓郵便局での公的証明書交付やオンライン相談の実施により、市役所やコンビニに行きにくい住民も身近な場所で手続可能となり、行政サービスの利便性を向上。

(3)郵便局との連携(ライドシェアの活用・北海道上士幌町)



4 連携協定締結状況（大綱本冊P28）

(1) 庄原市が締結している相手方・協定項目等

締結の相手方・ 締結年月日	協定項目	主な連携実績
県立広島大学 (H18. 3. 29)	(1) 地域のまちづくり、人づくりに関すること (2) 地域産業の振興と地域経済の発展に関すること (3) 地域の保健福祉の向上に関すること (4) 地域の教育、文化、生涯学習の推進に関すること (5) 地域の環境政策の推進に関すること	・産学官連携事業 など
広島みどり信用金庫 (H27. 4. 13)	(1) 地域経済の活性化に関すること (2) 地域産業の振興に関すること (3) 観光交流の推進に関すること (4) 健康増進に関すること (5) 高齢者および障害者の支援に関すること (6) 子育て支援に関すること (7) 教育文化の振興に関すること (8) 災害時の支援に関すること (9) その他双方が合意した事項	・二地域居住 など
広島銀行 (H28. 3. 3)	(1) 起業支援及び雇用創出に関すること (2) 移住及び定住の促進並びに空き家対策支援に関すること (3) 結婚・出産・子育て支援に関すること (4) 安心安全な地域づくり及び地域連携に関すること (5) その他、地方創生に関すること	・ひろぎんホールディングス本店での庄原ファンクラブイベントの開催など
瀬戸内ブランドコーポレーション (H31. 4. 22)	(1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光地域づくりに関すること (2) 外国人観光客の誘致に関すること (3) 観光マーケティング・プロモーションに関すること (4) 遊休施設等を活用した観光地域づくりに関すること (5) その他、地域活性化に関すること	・古民家を改修した一棟貸の宿の設置運営（市内3か所） など
庄原市内郵便局 (R3. 12. 6)	(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること (2) 地域経済活性化に関すること (3) 未来を担う子どもの育成に関すること (4) その他、地方創生に関すること	・道路・河川等異常の情報提供 ・不法投棄の情報提供 ・特産品等の PR（フレーム切手等） ・防犯ステッカー など
生協ひろしま (R3. 12. 27)	(1) 安心して暮らせるまちづくり、日常生活支援に関すること (2) 食育の推進に関すること (3) 災害時における生活関連物資供給等に関すること (4) 地産地消の推進に関すること (5) イベント活動支援に関すること (6) その他、地域活性化及び市民サービスに関すること	・市の PR 動画作成 (YouTube で公開) など

締結の相手方・ 締結年月日	協定項目	主な連携実績
大塚製薬 (R4. 8. 25)	(1) 健康づくり推進に関する事 (2) 熱中症予防に関する事 (3) 食育推進に関する事 (4) 災害支援に関する事 (5) スポーツ振興に関する事 (6) その他、市民の健康でいきいきとした生活に資する取組に関する事	・イベントへの飲食物の提供 ・市民向け講演会への後援など
至学館大学 (R5. 6. 7)	(1) 地域振興に関する事 (2) 教育、文化及びスポーツの振興に関する事 (3) 生涯学習の推進に関する事 (4) 人材の育成に関する事 (5) 健康づくりに関する事 (6) その他、相互に連携し、協力する必要が認められる事項	・庄原市のイベントへの学生参加と交流など
モンベル (R7. 10. 23)	(1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関する事 (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関する事 (3) 自然体験の促進による健康増進に関する事 (4) 防災意識と災害対応力の向上に関する事 (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関する事 (6) 農林水産業の活性化に関する事 (7) 高齢者、障害者等の自然体験参加の促進に関する事	・モンベルが全国の地域と築くパートナーシップ「フレンドタウン」登録 ・フレンドショップの市内展開（予定）など
ヴィクトワール (R7. 12. 3)	(1) スポーツイベント等の開催に関する事 (2) 観光促進に関する事 (3) 交通安全教育に関する事 (4) その他、必要な活動に関する事	

5 副業・兼業人材の活用（大綱本冊P28）

(1)他自治体の事例

【岡山市の事例】

～岡山のみらいを創造する、「副業・兼業の戦略マネージャー」～

◆テレワークを活用しながら、民間の独立・副業プロフェッショナルの知見をいかしてプロジェクトを推進することで行政課題を解決

◆職種及びミッション

①教育 DX 推進マネージャー：ICTを活用した、児童生徒の学力向上のための活動を支援

②“脱炭素”に関する事業の推進マネージャー：脱炭素社会の実現に向けたロードマップの策定に関する助言等

③広報活動 推進マネージャー：戦略的な広報活動の推進に向けた提案・助言、作成支援等

④WEB サイトリニューアルディレクション・運用推進マネージャー：WEB サイトリニューアル～運用の支援等

◆勤務条件

勤務時間：月 20 時間程度を想定

報酬：日給 25,000 円（交通費別）

交通費：別途支給

勤務地：岡山市（月 1 回程度）、テレワークの組み合わせ

『大項目:3 ビルド・アンド・スクラップの徹底』にかかる参考資料

1 第三セクター関係（大綱本冊P29～30）

(1)市内第三セクターの一覧（令和6年度経営状況 道後山観光(株)は、決算期の関係上令和5年度）

①市の出資率 50%以上

（単位：千円）

名 称	主な 事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	公的財政 支援の額	流動比率	自己資本 比率	固定長期 適合率
(株)グリーン ウインズ さとやま	国営備北丘陵 公園の管理	100,000	60,000 (60.0%)	<u>▲4,372</u> <u>▲3,837</u> <u>▲2,667</u>	350 県の特定求職者雇 用開発助成金	484.1%	83.1%	33.0%
庄原市総合 サービス(株)	保育所、学校 調理場、ごみ 袋売り捌き	10,000	10,000 (100.0%)	6,154 3,905 6,589	—	567.4%	30.2%	7.4%
(株)庄原市 農林振興公社	農作業受託、 有害鳥獣処理 施設運営	61,000	50,000 (82.0%)	5,147 3,224 620	—	407.5%	70.5%	7.9%
(株)里山総領	学校給食調理 場、道の駅管 理運営	13,600	10,000 (73.5%)	3,588 3,759 2,379	—	676.6%	70.7%	15.5%
(株)ニュー東城	道の駅管理運 営、温泉・温 水プール管理	100,000	51,000 (51.0%)	<u>▲10,294</u> 378 <u>▲10,971</u>	—	450.0%	78.1%	1.6%
(株)緑の村	道の駅、オー トキャンプ場 管理運営	50,000	25,000 (50.0%)	11,251 8,881 3,800	—	587.6%	74.3%	6.0%
庄原さとやま ペレット(株)	木質ペレット の販売	37,000	20,000 (54.1%)	3,001 3,557 3,490	—	1,547.3%	93.5%	0.0%

※当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4

②市の出資率 50%未満

（単位：千円）

名 称	主な 事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	公的財政 支援の額	流動比率	自己資本 比率	固定長期 適合率
(株)サンヒルズ 庄原	宿 泊 施 設 管 理運営	48,300	4,650 (9.6%)	8,862 <u>▲10,798</u> 4,517	—	276.9%	<u>24.8%</u>	20.6%
西城町産業振興 開発(株)	商 業 施 設 と コ ミ ュ ニ テ ィ 複 合 施 設 の管理	97,860	45,000 (46.0%)	1,994 1,839 <u>▲1</u>	21,573 (注②)	<u>102.3%</u>	79.2%	99.9%
道後山観光(株)	ス キ ー 場 の 運営	32,000	1,000 (3.1%)	<u>▲8,728</u> <u>▲5,119</u> <u>▲1,666</u>	—	<u>4.0%</u>	<u>16.5%</u>	<u>484.7%</u>
(株)帝釈峡遊覧船	遊 覧 船 の 経 営、旅客運送 事業、飲食業	90,000	1,000 (1.1%)	<u>▲1,615</u> <u>▲8,991</u> <u>▲11,368</u>	—	139.3%	60.7%	94.2%
福山リサイクル 発電(株) (R10 解散予定、 現在清算法人)	ごみ 固 形 燃 料化の処理、 発電事業	1,600,000	8,000 (0.5%)	<u>▲116,088</u> <u>▲284,650</u> <u>▲335,641</u>	—	21,841.3%	66.3%	7.3%

注①：当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4（道後山観光㈱は、上段：R5、中段：R4、下段：R3）

注②：複合施設の公共施設部分に係る維持管理費、固定資産税の減免、民間からの借地部分の借り上げ

③令和4年度～令和6年度決算において、当期純損失を計上した法人の損失の要因(清算法人を除く。)

ア 市の出資率 50%以上

(単位:千円)

名 称	主な事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	損失の要因など
(株)グリーン ウインズ さとやま	国営備北丘陵 公園の管理	100,000	60,000 (60.0%)	<u>▲4,372</u> <u>▲3,837</u> <u>▲2,667</u>	初夏からの猛暑や冬季の寒波により、公園入 場者数が令和5年の45万人から令和6年の 40.4万(▲4.6万人)に減少した。 飲食、物販等は、物価高騰分の価格転嫁や営 業費用の縮減により前年対比で収支改善がみ られるものの人件費や管理経費を賄うには至 らず3期連続の赤字決算となった。
(株)ニュー東城	道の駅管理運 営、温泉・温水 プール管理	100,000	51,000 (51.0%)	▲10,294 378 ▲10,971	繰越利益剰余金(累積赤字)が▲19,239千円 令和6年度に新たな従業員を採用したが、人 件費を補う売上増加に至っておらず大幅な欠 損状況となった。 令和7年度は、自主事業の強化を図り、約 33,000千円増の売上を目標としている。

イ 市の出資率 50%未満

(単位:千円)

名 称	主な事業内容	資本金	市出資額 (率)	当期純損益 (注①)	損失の要因など
(株)サンヒルズ 庄原	宿泊施設管理 運営	48,300	4,650 (9.6%)	8,862 ▲10,798 4,517	令和5年は、退職金の支払いほか、丘陵公 園での収益が前年度比▲8,620千円に転じ、 損失計上となったが、令和6年は販売費及 び一般管理費の縮減及び令和6年1月末の 公園事業からの撤退により一定の経営改善 がみられた。 令和7年は、コンサルによる経営支援を実 施している。
西城町産業振 興開発(株)	商業施設とコ ミュニティ複 合施設の管理	97,860	45,000 (46.0%)	1,994 1,839 ▲1	センターコートの半分が空き店舗となって おり、作品展等の催事場に活用している。 セグメント別経常損益状況 ・市公共施設部門 ▲11千円 ・商業施設管理部門 2,423千円 ・直営(移動販売等)部門 ▲121千円
道後山観光(株)	スキー場の運 営	32,000	1,000 (3.1%)	<u>▲8,728</u> <u>▲5,119</u> <u>▲1,666</u>	近年の暖冬の影響を受け、営業日数の不足 により売上高が減少した。 令和5年度は、営業日数0日であった。
(株)帝釈峡遊覧 船	遊覧船の経営、 旅客運送事業、 飲食業	90,000	1,000 (1.1%)	<u>▲1,615</u> <u>▲8,991</u> <u>▲11,368</u>	コロナ収束からの回復や円安の恩恵がほぼ 皆無であり、乗船客数が伸び悩んでいる。 なお、令和8年度においては、遊覧船乗船 料の見直しを検討することとなっており、 また、大型集客イベント(神石高原町を会場 に約6,000人が1週間滞在)が開催予定とな っている。

注①：当期純損益は、上段：R6、中段：R5、下段：R4（道後山観光㈱は、上段：R5、中段：R4、下段：R3）

(2) 県内の出資法人(第三セクター等)数

① 25%以上出資している法人又は財政支援を行っている法人数

	市名	法人数
1	広島市	21
2	三次市	11
3	呉市	10
4	庄原市	9
5	尾道市	8
6	福山市	6
7	安芸高田市	5
8	東広島市	4
8	廿日市市	4
10	竹原市	3
10	府中市	3
10	大竹市	3
10	江田島市	3
14	三原市	2

(3) 専門家の助言体制(国の財政支援制度)

① 地域活性化起業人制度

地域活性化起業人 ① 企業派遣型 (H26～) ② 副業型 (R6～) / シニア型 (R7～) ※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業的方式(副業型/シニア型)**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業(または社員)の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見などのメリットがある**

地方公共団体

(対象: 1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体: 上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村(1375市町村)
(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)

地域活性化起業人の推移

年度	企業	自治体	企業派遣型	副業型	合計
H26	176	15	0	0	191
R2	22	95	0	0	117
R3	148	188	0	0	336
R4	258	252	0	0	510
R5	368	330	0	0	698
R6	449	390	0	0	839

民間企業

A 三大都市圏に所在する企業
B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

○要件

- ・自治体と**企業**が協定を締結
- ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など

○特別交付税

- ① 受入れの期間前に要する経費 (上限100万円/団体、措置率0.5)
- ② 受入れの期間中に要する経費 (**上限590万円/人**) ※R7年度から引き上げ
- ③ 発案・提案した事業に要する経費 (上限100万円/人、措置率0.5)

【副業型/シニア型(退職した個人)】

○要件

- ・自治体と**企業**に所属する**社員または所属していた個人**が契約を締結
- ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
- ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など

○特別交付税

- ① 受入れの期間前に要する経費 (上限100万円/団体、措置率0.5)
- ② 受入れの期間中に要する経費 (報償費等 **上限100万円/人+旅費 上限100万円/人(合計の上限200万円/人)**)
- ③ 発案・提案した事業に要する経費 (上限100万円/人、措置率0.5)

協定締結

社員(個人)

⇄

②地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

令和 8 年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。**

<ポイント>

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。
- ② アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）。

事業概要（支援分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX
 - （AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進、消防防災DXを含む）
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

事業実績

R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
555	723	929	1,131	1,437

※地方公共団体からの申請件数

2 財産区（大綱本冊P30）

(1)法令及び庄原市の合併時の資料

【財産区について】

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第四章 財産区

〔財産区の意義及びその財産又は公の施設〕

第 294 条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

〔財産区の運営〕

第 296 条の 5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

② 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

■地方自治法第 296 条の 5 の解説（第一法規出版：注釈地方自治法）

本条は、財産区運営の基本原則を明定するとともに、財産区とその所在する市町村（特別区）との間の調整措置について規定したものである。財産区は、町村合併を円滑に推進するために、妥協の産物として便宜的に認められたという沿革をもつ制度である。財産区の財産または公の施設は、当該地域住民の福祉を増進するように運営されるべきであることは当然であるが、財産区が市町村内の独立団体となって、所在市町村全体の一体性をそこなわないようにすることを財産区運営の基本原則として要請している。

■庄原市・比婆郡 5 町・総領町合併協議会 合併協定に関する資料（抜粋）

I-5 財産及び債務の取扱い

1. 1 市 6 町の所有する財産（比和町所有の山林を除く）、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

2. 比和町所有の山林は、次のとおり取り扱う。

(1) 比和町の所有する山林（公園指定地域の山林及び共有林を除く）は、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたる。

なお、当該山林にかかる分収林契約については、財産区に引き継ぐ。

(2) 当該山林にかかる負債については、比和町が合併前に一括償還するものとし、財産区運営のため、合併時に基金を設置する。

(3) 公園指定地域の山林及び共有林は、新市に引き継ぐ。

3. 庄原市下原財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。

※下原財産区は、明治 22 年の下原村と山内東村の合併により設置

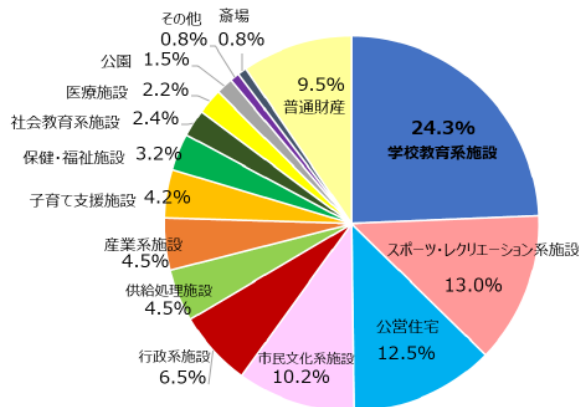
3 公共施設関係（大綱本冊P31～32）

(1)庄原市公共施設等総合管理計画

【庄原市公共施設等総合管理計画 平成 28 年 3 月策定（抜粋）】

計画期間：平成 27 年度から令和 16 年度までの 20 年間

■施設分類別延床面積割合



施設分類	延床面積 (㎡)	割合
学校教育系施設	93,741.01	24.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	49,941.05	13.0%
公営住宅	48,030.73	12.5%
市民文化系施設	39,214.65	10.2%
行政系施設	25,121.37	6.5%
供給処理施設	17,328.09	4.5%
産業系施設	17,236.11	4.5%
子育て支援施設	16,141.17	4.2%
保健・福祉施設	12,201.70	3.2%
社会教育系施設	9,051.06	2.4%
医療施設	8,512.91	2.2%
公園	5,653.84	1.5%
その他	3,155.60	0.8%
斎場	3,010.08	0.8%
普通財産	36,717.07	9.5%
合計	385,056.44	100%

※データは令和 5 年 3 月 31 日時点

目標 総延床面積を 20 年間で 25%縮減します。

●将来更新費用の試算額（計画策定時点）・・・約 31 億円/年（40 年間で 1,250 億円）

※現在保有するすべての公共建築物（約 37 万㎡）を維持した場合。

●現状の更新費用（平成 25 年度実績額）・・・約 18 億円/年（40 年間で 720 億円）

※将来更新費用の試算額の 57.6%。

人口推移を踏まえると、少子高齢化や人口減少に伴い、税収の減少や扶助費等の支出増加が見込まれ、将来的に投資的経費の増額が見込めないことから、現状の更新費用で維持していくためには、総延床面積を 40 年間で 42.4%（約 16 万㎡）縮減する必要があります。

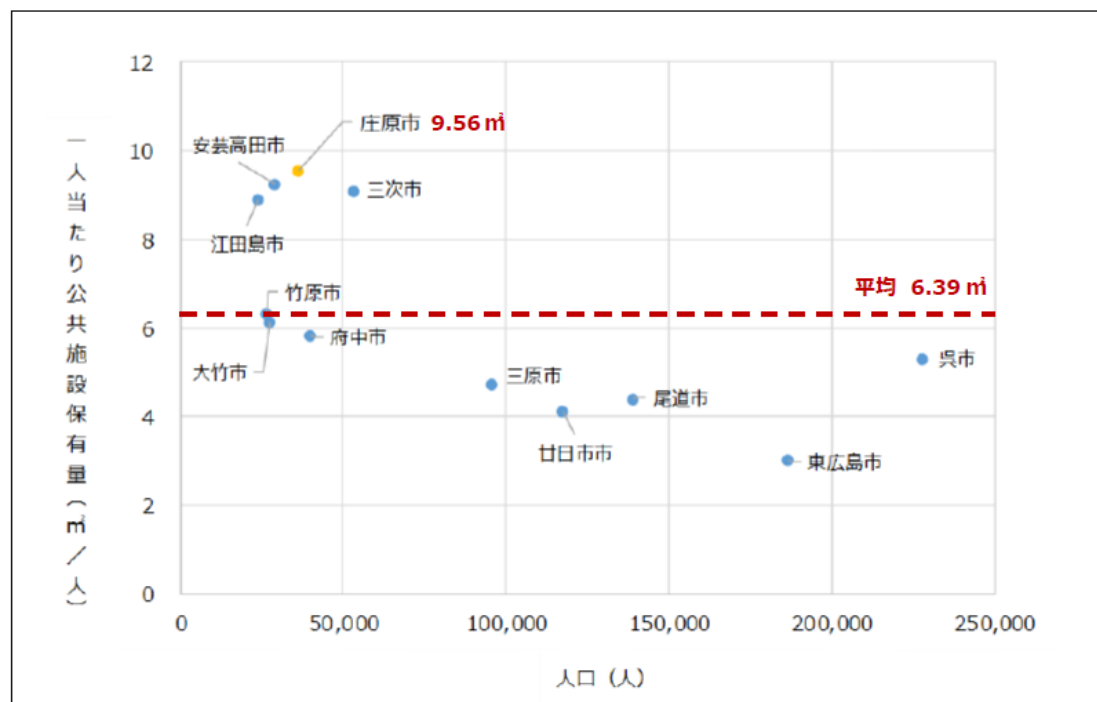
計画期間の 20 年間では、25%（約 9.4 万㎡）縮減することを目標とします。

(2)庄原市市民一人当たりの施設延床面積

庄原市における公共施設の市民一人当たりの延床面積は、約 9.6 m^2 となっており、県内他市（町を除く）と比較し、最も多い状況です。

平成 17 年に 1 市 6 町が合併し広大な面積（約 1,246.46 km^2 ）となったことや、人口規模に対し多くの施設が配置されていることも、市民一人当たりの延床面積が多い要因となっています。

■市民一人当たりの公共建築物延床面積（ m^2 /人）



(3) 県内他市の公共施設の維持整備に関する令和5年度末基金残高

現在高／標準財政規模の順で並べ替え

(単位:百万円)

(各市で所有する公共施設の状況が異なるため一律に判断できませんが、整備・維持管理への備えの目安となります。)

市名	現在高	現在高／標準財政規模(%)	基金名称
三次市	2,497	11.10%	道の駅基金、市営住宅整備等基金、都市基盤整備基金、診療所基金、庁舎整備基金、公共施設等整備基金
福山市	12,278	10.86%	大規模事業基金、公共施設維持整備基金 都市開発基金、教育環境整備基金
東広島市	5,062	10.09%	都市基盤整備基金、文化体育施設建設基金 公共施設総合管理基金
竹原市	791	9.76%	都市基盤整備基金、市立図書館建設基金
三原市	2,535	9.08%	大規模事業基金
安芸高田市	826	6.76%	サッカー公園管理運営基金、たかみや湯の森管理基金 清流園施設改修基金、消防施設整備基金 市有住宅管理運営基金、学校施設整備基金
廿日市市	2,050	6.56%	公共施設等整備基金、市営住宅事業基金
江田島市	467	5.21%	学校施設整備基金、公共施設整備基金
尾道市	1,829	4.93%	都市基盤整備事業基金、観光施設整備基金、学校教育施設整備基金、庁舎整備基金、復旧・復興基金
大竹市	353	4.37%	大竹会館基金、市営住宅基金
府中市	357	2.96%	学校教育施設整備基金、公共施設維持整備基金
呉市	1,507	2.66%	体育振興基金
広島市	3,175	0.89%	都市整備事業基金、原爆ドーム保存事業等基金 広島市民球場基金、サッカースタジアム基金
庄原市	5	0.03%	学校施設整備基金

(4) 民間提案制度を活用した公共施設、未利用土地建物の高度利用の促進

・企画段階から民間事業者が関わることによって、公共施設等の整備等の事業を地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待される

・平成23年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)」「(PFI法)の改正で位置付けられた民間事業者の提案制度(※1)や、地方公共団体が実施している民間提案制度(※2)は、こうした企画段階からの関わりを実現する制度

「PPP/PFI事業民案提案推進マニュアル」より

(参考)

	※1:PFI法6条に基づく民間提案	※2:PFI法に基づかない民間提案
目的・概要	民間事業者が、公共に代わってPFI事業の詳細な案(特定事業の案、VFM評価・計算書等)を提案する。 民間事業者が実施方針案を作成・提案 公募 事業者選定	公募や事業リストで対象事業を限定し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付け、その後の公共での事業化検討につなげる。 検討開始 構想策定 公募 事業者選定 提案 提案
提案に係る民間の事務負担	大	小～中
公共の事務負担軽減	効果大	効果あり

■出典:「PPP/PFI推進アクションプラン前半期レビュー」第50回PFI推進委員会(令和元年5月24日) 資料1-1(その2) 14頁

3

4 行政評価制度（大綱本冊P33）

(1) 庄原市の行政評価事業(平成 26 年5月開始)

①行政評価事業の概要

(1) 趣旨

庄原市の行政評価は、市が実施している事務や事業について「住民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果は得られているか」などの視点をもって評価・検証するもので、PLAN(企画立案)、DO(実施)、CHECK(点検)、ACTION(改革改善)というマネジメントサイクルの CHECK(点検)に相当します。

行政は、通常、新規事業の計画段階に事業の必要性や手法などを検討しますが、行政評価は事後に実施するものであり、実施した事業を多様な視点から評価・検証し、その結果を次年度以降の事業実施に活かしていく手段のひとつです。

したがって、行政評価は、新たな事業を「する・しない」ではなく、既存事業について「続ける・やめる」又は「見直す(拡大・縮小)」ことについての判断材料となります。

(2) 段階的評価

行政が実施する事業は、民間の場合とは異なり「負担(納税)」＝「受益」とならない場合もあるため、実施者、負担者、受益者等、様々な立場の視点で偏りのない評価を行う必要があります。

評価段階		評価手順
第1次評価	自己評価 (所管課による評価)	担当者評価シート作成→所管課長評価
第2次評価	参考意見の聴取 (市民視点の評価)	・プラモニ(インターネットを利用した市民意見) ・本支所で評価シートを供覧し、市民意見を聴取
	外部評価 (市民視点の評価)	評価委員会による評価

(3) 評価項目

評価項目	評価視点
優先度	分野別政策の中での優先度はどうか。
認知度	事業対象者及び対象者以外の市民が事業を認知しているか。 成果・効果も情報提供されているか。
有効性	費用に対し、有効な成果があがっているか。
受益者満足度	利用者(対象者)が満足しているか。
市民(納税者)納得度	受益者負担・事業に要する費用や効率性について、受益者以外の市民が納得できる事業であるか。
代替性	市が実施すべきか。協働の余地がないか。他の実施主体に類似事業はないか。
まちづくり基本条例	「市民が主役のまちづくり」の趣旨に沿い市民活動・団体活動を促進する事業形態であるか。

②令和6年度実施の行政評価対象事業における令和7年度の対応

番号	評価事業名称(ほか)	評価の視点	担当課 評価	行政評価委員会の評価	次年度以降の取組計画
1	【事業名】 住民告知放送事業（庄原市告知 端末初期設定等補助金）	音声で災害などの緊急情報を告知すること ができるため、地域住民や事業所などで働く 人の安心安全を守ることや、行政情報などの タイムリーな告知により、住民の利便性向上 にも繋がっている。 告知端末の設置費用及び使用料は無料であり、 光回線の初期費用の補助を行うことは、 告知端末の設置の促進につながっているが、 現行の制度は、転入者や新規事業者に限られ た制度となっているため、補助対象者は減少 している。本要綱による補助実績とその効果を 踏まえ、今後の事業のあり方について意見 を求める。	終了	終了	現行どおり
	【所管】 総務部行政管理課				
	【実施期間】 令和2年度～令和7年度				
	【令和5年度事業費】 354千円				
2	【事業名】 庄原市買物弱者対策支援事業	移動販売事業者への補助金等の交付が事業 者の事業継続を支援し、高齢者・障害者等の 買物支援および見守り活動の促進を図ること ができています。現行の実施要綱が令和6年度 末で補助期間が終了するため、補助事業の継 続を検討するにあたり、意見を求める。	現行 どおり	拡充	拡充
	【所管】 生活福祉部社会福祉課				
	【実施期間】 令和4年度～令和6年度				
	【令和5年度事業費】 1,440千円				
3	【事業名】 庄原市公衆無線LAN管理運営事業	整備当時(平成18年度)では、庄原市内にブ ロードバンドが整備されている地域が限定的 であったため、ブロードバンドが整備される までに未整備地域を緊急的にブロードバンド の向上が目的であった。 現在では、市内全域に超高速情報通信網が 整備されており、公衆無線LAN事業を引き続い て運営する必要性は希薄になっている。	終了	終了	終了
	【所管】 企画振興部企画課				
	【実施期間】 平成18年度～				
	【令和5年度事業費】 531千円				
4	【事業名】 生ごみ処理機器購入補助金	循環型社会の形成や、燃えるごみの処理体 系の整備などに向け、燃えるごみの減量化は 非常に重要なものとなっている。生ごみ処理 機器の利用は燃えるごみの減量化に大いに資 するものであり、より一層の普及を図るべき であると考えます。	現行 どおり	現行どおり	現行どおり
	【所管】 環境建設部環境政策課				
	【実施期間】 平成17年度～				
	【令和5年度事業費】 232千円				

番号	評価事業名称ほか	評価の視点	担当課 評価	行政評価委員会の評価	次年度以降の取組計画
5	【事業名】 庄原市ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業	過疎化・少子高齢化により、高齢者と地域のつながりが希薄化するとともに、見守り等の地域における互助力に格差が生じつつあるなかで、本事業は高齢者の孤独死及び引きこもり防止、生活不安を解消するために必要性の高い事業と考えるため、現行どおりとすることについて、意見を求める。	現行 どおり	現行どおり	拡充
	【所管】 生活福祉部高齢者福祉課				
	【実施期間】 平成17年度～				
	【令和5年度事業費】 11,702千円				
6	【事業名】 繁殖用和牛造成推進事業補助金	飼料価格の高騰や子牛価格の下落により農家経営は圧迫され続けており、さらに農家の高齢化による後継者不足など、広島県の和牛産地である本市の繁殖和牛農家数の減少は深刻な問題となっている。農家数の減少は繁殖雌牛頭数の減少に直結することから、農家経営の維持には計画的な更新と保留、経営基盤の強化には規模拡大による増頭が必要であり、飼養に要する農家負担の軽減を図るためにも本施策は重要であることから、現行どおりの事業実施に向け意見を伺う。	現行 どおり	現行どおり	現行どおり
	【所管】 企画振興部農業振興課				
	【実施期間】 平成17年度～令和6年度				
	【令和5年度事業費】 9,990千円				
7	【事業名】 楽笑座管理運営事業	楽笑座は、平成15年に市民活動の中から、まちなかの賑わいづくりや市民団体の活動拠点として整備要望がなされ、平成17年に市が国の補助金を活用して整備したものである。当初、飲食提供と交流事業の実施を想定し、設置及び管理条例においても「テナントミックス」の考え方が盛り込まれているが、施設も老朽化しており、「テナントミックス」を実現する事業者の参入は見込めない。平成27年度から市民交流サロンラッキーの機能を「楽笑座」に移し、現状、特定の市民活動団体の支援にとどまっているが、現行の設置目的に沿った施設運営の必要性を考える。	現行 どおり	現行どおり	現行どおり
	【所管】 企画振興部商工観光課				
	【実施期間】 平成17年度～				
	【令和5年度事業費】 1,141千円				
8	【事業名】 危険建物除却促進事業補助金	老朽化した危険な空き家の除却について、本補助制度の周知等を進めてきた結果、除却実績の向上が図られ、一定の効果が見られる。老朽危険空き家が地域に及ぼす影響は大きく、市の空き家等対策計画（第2期計画）においても老朽危険空き家数を減少させる目標を設定していることから、引き続き危険空き家の除却を促進し、居住環境を改善していく必要がある。 空き家に対する関心は年々高まってきており、補助の対象となる物件の認定件数も増加する中、今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を拡充し実施することについて意見を求める。	拡充	拡充	現行どおり
	【所管課】 環境建設部都市整備課				
	【実施期間】 平成28年度～令和8年度				
	【令和5年度事業費】 3,600千円				

『大項目:4 持続可能な業務執行体制の構築』にかかる参考資料

1 支所機能改編関係（大綱本冊P34～35）

(1)法令等

■地方自治法

（支庁・地方事務所等の設置）

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（中略）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

■注釈地方自治法

（五）支所とは、市町村の一定区域を限り、当該区域を管轄区域として主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味するものであって、たとえば土木とか、産業とか、配給とかのごとく特定の事務のみを分掌する事務所を意味するものではないと解される（昭和 28 年 7 月 2 日自行行発 215 号）。

（六）市町村の出張所とは、役場の窓口の延長という観念であって、住民の便宜のため役場の窓口まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理する事務所である。出張所の事務としては、納税申告、市町村の施策の徹底のための広報事務等が考えられる。出張所には、したがって、特に係、課等を設ける必要はないと考えられる。

(2)受付事務・地域共創業務の定義

【受付事務】

戸籍等窓口業務（旅券申請等一部を除く）、補助金申請の受付、許認可申請、施設の利用申請、福祉関係申請手続の受付などの事務

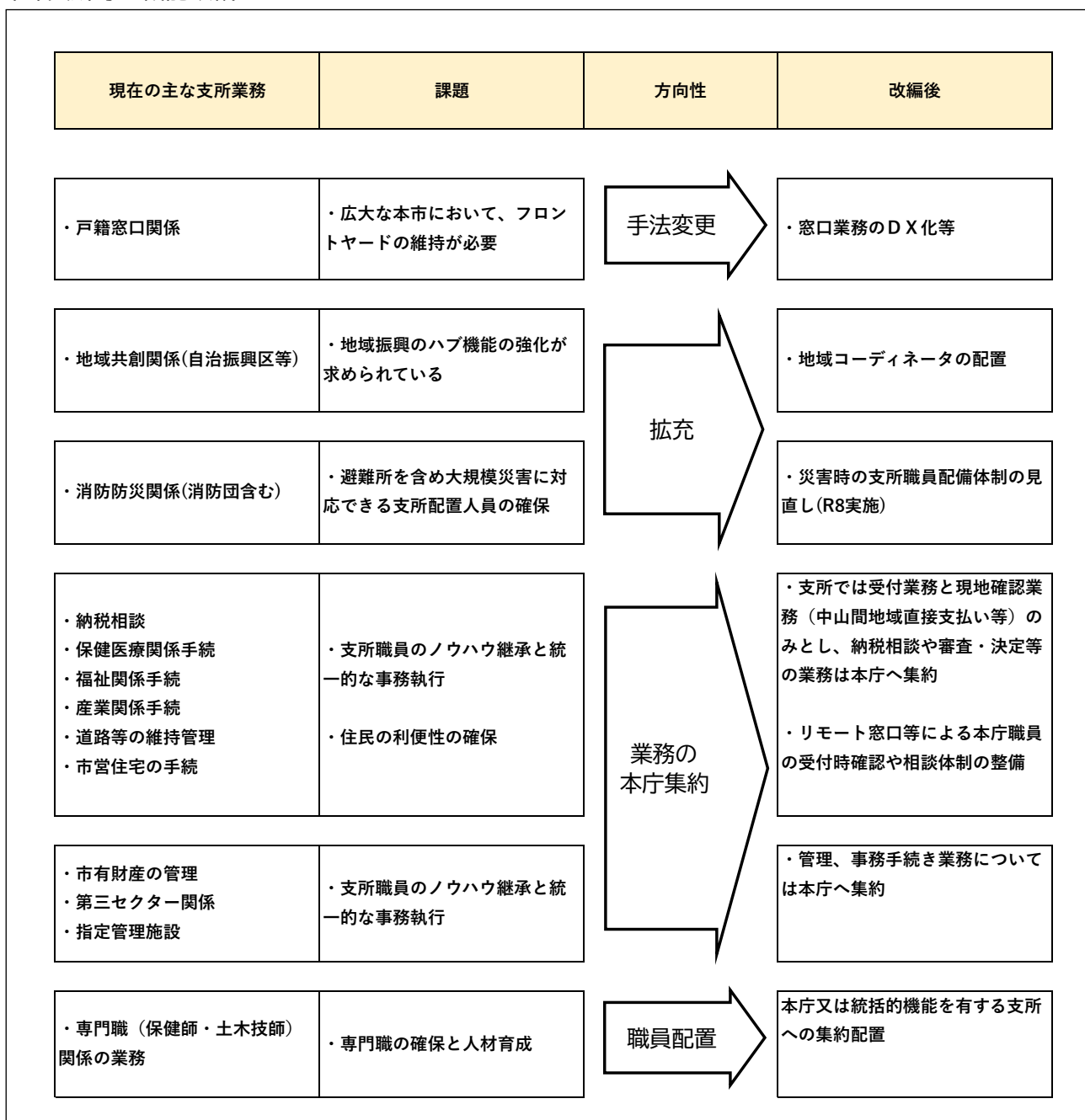
【地域共創業務】

地域課題の把握や地域住民・自治振興区との連絡調整、地域コミュニティ支援などにかかる業務

(3)庄原市が想定する支所等の形態

方式	機能	権限等	共通事項
総合支所	【総合マネジメント機能】 管理部門を除き、本庁と同様の総合的な分野の行政事務を担う	管理職を配置し、専決（決裁）の権限を有する	・ 地域共創業務（地域課題の把握、自治振興区等連絡調整、地域コミュニティ支援など）
支所	【全般的な行政事務機能】 管理部門を除き、複数の分野の行政事務を担う		
出張所	【出先機能】 特定の行政事務のみ担う	専決（決裁）の権限は無い	・ 防災業務は、平時の職員配置に関わらず、災害対策本部の支所部等を見直したうえで、そこでの業務に必要な職員体制を確保

(4)支所等の機能改編のイメージ



(5) 集落支援員

集落支援員



- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
 ①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポート**

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

集落支援員の活動イメージ



③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任 500万円 ※2

兼任 40万円

※1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

POINT

● 配置状況 (R7年度)

専任 3,270人

兼任 3,145人 (自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

2 人材育成関係（大綱本冊P36）

(1)庄原市人材育成基本方針 …… 別冊

(2)本庁支所職員数・職員採用・退職者・病気休暇(休職)者の状況

① 令和8年4月1日における本庁、支所別職員数

区分	本庁	支所	出先機関	小計
正規職員	301	100	54	455
会計年度任用職員	47	22	91	160
合計	348	122	145	615

※1 会計年度任用職員数は、フルタイム・パートタイム勤務（週 20 時間以上勤務）を対象とする。

※2 出先機関には、派遣職員、保育所、田園文化センター、博物館及び小中学校に勤務する職員を計上する。

※3 西城市民病院勤務職員（4 名）を除く。

② 職員採用試験の受験者数及び採用者数の推移(直近 10 年間)

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
回数	3	3	3	3	4	3	2	2	5	3
受験者	220	134	141	128	137	134	78	68	115	134
合格者	15	14	13	22	14	18	16	17	14	30

※ 割愛採用を除く。

③ 年度別退職者数の推移(直近 10 年間)

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
定年退職	13	5	11	17	5	9	4	0	5	0
普通退職	12	8	9	16	13	17	13	30	25	34
その他	1	0	1	2	1	1	0	2	1	0
合計	26	13	21	35	19	27	17	32	31	34

※1 その他には、免職等を含む。

※2 割愛終了を除く。

④ 年度別病気休暇者数・病気休職者数の推移(直近 10 年間)

評価指標		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
メンタルによる休職等	病気休暇又は病気休職者数（実人数）	13	13	19	15	20	18	16	20	24	28
	病気休暇取得者数（病気休職への移行者・復帰者も含む）	9	11	16	10	16	12	12	14	19	20
	再発（2 回目以上）	1	4	8	3	8	6	6	6	4	4
	病気休職者数（復帰者も含む）	7	7	10	8	7	9	10	15	15	20
	再発（2 回目以上）	4	3	4	5	5	4	5	6	5	7
	職場復帰プログラム実施者数	6	3	3	3	2	3	2	7	4	12

(3)人事評価制度

①人事評価制度の給与等への反映について

ア 総務省通知

【令和6年12月26日 地方公共団体における人事評価結果の活用について】

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものである。

1 人事評価結果の活用について

（中略）

人事評価は、地方公務員制度において能力主義や成績主義を実現するための手段であり、例えば、その運用にあたって、勤勉手当の支給や昇給等において、人事評価の結果を反映させずに一律に行うことなどは、法の趣旨に反する可能性があることから、速やかな是正を図る必要があります。（後略）

イ 県内他市の人事評価制度の給与への反映状況(令和7年4月1日時点)

市名	一般職員の昇給に反映	一般職員の勤勉手当に反映
広島市	●	●
呉市	●	●
竹原市		
三原市	●	●
尾道市		●
福山市	●	●
府中市	●	●
三次市		
庄原市		
大竹市	●	●
東広島市	●	●
廿日市市		
安芸高田市		
江田島市		

(4) DXShip ひろしま

1 - (1) DXShip（デジシップ）ひろしま

概要

広島県全体のDXを効果的に進めるため、県と市町で協働してDXを推進し、情報システム人材を共同で採用・育成・活用する枠組みとして、令和5年度から「DXShip（デジシップ）ひろしま」の航海を開始

機能

(1) 情報システム人材の確保・育成

- 単独で人材の確保が難しい市町における、県・市・町共同での人材の採用・配属等（人材プール・シェア）
- 県・市町情報システム人材の育成
- 将来的な組織体制の発展の研究

(2) 県・市町のDX推進

- ① 情報共有
 - 市町DX施策の共有、関連部局との連携
 - 県・市町CDOフォーラムの開催
- ② システム最適化
 - 電子申請・電子入札システム等の共同調達
 - 市町の基幹系業務標準化・ガバクラ化への円滑な対応
- ③ DX推進体制整備
 - 市町DX推進計画策定及び組織体制整備
 - デジタルリテラシー向上研修等の実施

人材プール・シェアイメージ



『大項目:5 財政資源の最適配分』にかかる参考資料

1 財政運営関係（大綱本冊P39～43）

(1)第3期庄原市長期総合計画に掲げるKPI

指標名	現状 (R6)	中間目標 (R11)	目標 (R16)	備 考
実質公債費比率	11.5%	11.5%	11.5%	
経常収支比率	97.7%	97.7%	97.7%	
財政力指数	0.26	0.26	0.26	
市税収納率	98.33%	99.00%以上	99.60%以上	
施設管理経費の縮減率	100%	94%以下	88%以下	地方財政状況調査 46 表の丸 A (年間所要経常経費の計) の財源内訳・一般財源等の欄の合計

(2)ふるさと納税及び市税収納率の県内状況

■ ふるさと納税【令和6年度】

(単位：千円)

	市名	ふるさと納税額
1	大竹市	1,020,030
2	呉市	990,659
3	広島市	579,486
4	尾道市	558,155
5	東広島市	438,819
6	廿日市市	430,945
7	三原市	390,921
8	福山市	212,874
9	府中市	207,588
10	江田島市	192,549
11	竹原市	146,037
12	安芸高田市	145,165
13	三次市	103,686
14	庄原市	46,122

■市税収納率【令和6年度】

(国民健康保険税・料を除く。)

	調定済額(千円) (A)	収入済額(千円) (B)	(A)－(B)	収入率 (%)	順位
呉 市	30,050,552	30,000,904	49,648	99.8	1
廿 日 市 市	16,850,080	16,794,642	55,438	99.7	2
大 竹 市	5,425,235	5,407,150	18,085	99.7	2
広 島 市	249,693,135	248,593,120	1,100,015	99.6	4
東 広 島 市	39,099,837	38,941,437	158,400	99.6	4
福 山 市	76,459,347	76,133,306	326,041	99.6	4
三 原 市	13,833,173	13,773,636	59,537	99.6	4
尾 道 市	17,644,329	17,570,010	74,319	99.6	4
竹 原 市	4,791,012	4,766,141	24,871	99.5	9
三 次 市	6,970,536	6,938,050	32,486	99.5	9
安 芸 高 田 市	3,579,287	3,555,585	23,702	99.3	11
府 中 市	5,067,671	5,026,706	40,965	99.2	12
江 田 島 市	2,426,653	2,403,745	22,908	99.1	13
庄 原 市	3,733,296	3,671,887	61,409	98.4	14

【出典：総務省、ふるさと納税に関する現況調査】

※ 企業が個人寄付として行ったものを除く額

(3)庄原市の補助金の一覧

費目		細々節名称	8年度当初	7年度当初	前年度対比	備考
議会費	議会費	政務活動費	6,840	6,270	570	
総務費	一般管理費	市制施行20周年記念事業補助金	0	4,100	▲ 4,100	終了
		家庭用防犯機器設置補助金	2,500	0	2,500	新規
		防犯灯設置補助金	510	510	0	
	企画費	民間賃貸住宅等整備促進事業補助金	15,000	0	15,000	新規
	文書広報費	庄原市告知端末初期設定等補助金	0	682	▲ 682	終了
	財産管理費	庄原市土地開発公社運営補助金	124	124	0	
	自治振興費	自治振興区活動促進補助金	3,000	3,000	0	
		しょうばら生活体験事業補助金	380	380	0	
		庄原市自治振興区定住促進活動補助金	2,100	2,100	0	
		定住促進奨励金	16,000	18,000	▲ 2,000	
		空き家家財道具等処分支援事業補助金	1,500	1,000	500	
		移住支援金	1,000	1,000	0	
		地域おこし協力隊員定住支援補助金	1,000	1,000	0	
		集会所借上助成金	238	238	0	
		宝くじコミュニティ助成金	7,500	4,200	3,300	
		まちづくり応援補助金	3,300	2,400	900	
		ふるさと応援寄附金市民団体等事業支援補助金	7,188	0	7,188	新規
		庄原市集会所施設浄化槽維持管理補助金	1,615	1,202	413	
		集会所施設修繕補助金	3,000	3,000	0	
	交通安全対策費	庄原交通安全推進隊運営補助金	768	768	0	
		庄原地区交通安全協会運営補助金	1,508	1,508	0	
		東城交通安全協会運営補助金	180	180	0	
		東城交通安全推進隊運営補助金	246	246	0	
	国際交流費	民間を主体とする国際交流推進等調査事業補助金	0	350	▲ 350	
	市民生活費	庄原地区保護司会補助金	152	152	0	
	生活交通対策費	第2種生活交通路線維持費補助金	3,777	2,728	1,049	
		生活交通路線格上げ等補助金	109,490	82,728	26,762	
		廃止代替等路線運行費補助金	89,040	71,462	17,578	
		生活バス運行事業補助金	12,105	11,867	238	
		市街地循環バス運行事業補助金	23,987	21,508	2,479	
		市民タクシー事業補助金	6,402	6,436	▲ 34	
		公共交通空白地有償運送補助金	2,468	1,411	1,057	
		バス利用促進等総合対策事業補助金	0	8,215	▲ 8,215	
		JR利用促進事業補助金	200	400	▲ 200	
		JR芸備線・高速バス割引事業補助金	3,561	1,593	1,968	
		JR通学定期券購入補助金	1,240	1,139	101	
	民生費	社会福祉総務費	1,920	1,920	0	
		遺族会運営費補助金	302	302	0	
		民生委員児童委員補助金	28,758	28,758	0	
		社会福祉協議会補助金	79,066	79,066	0	
	老人福祉費	庄原市介護職員研修受講費等補助金	390	390	0	
		地域医療介護総合確保事業補助金	54,170	29,760	24,410	
		庄原市介護人材確保事業補助金	1,100	2,050	▲ 950	
		庄原市シルバー人材センター事業補助金	21,276	21,276	0	
		老人クラブ連合会補助金	12,350	12,350	0	
		敬老会事業補助金	11,377	10,970	407	
		高齢者等日常生活相談事業補助金	898	898	0	
		高齢者世帯雪下ろし支援制度補助金	122	37	85	
		庄原地区ひとり暮らし高齢者等巡回相談員連絡協議会補助金	442	442	0	
		デイホーム事業補助金	7,717	7,202	515	
		社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減費用助成金	90	90	0	
		離島等地域訪問介護等利用者負担額軽減費用助成金	1	1	0	
		中山間地域等訪問介護等利用者負担額軽減費用助成金	1	1	0	
	障害者福祉費	障害者福祉事業所送迎助成金	744	744	0	
		医療型短期入所施設事業補助金	18	74	▲ 56	
		福祉ホーム運営事業費補助金	3,216	3,216	0	
		重度障害者を守る会補助金	0	221	▲ 221	終了
		庄原市身体障害者連合会補助金	2,438	2,438	0	
		広島県北三次難聴者・中途失聴者協会補助金	36	36	0	
		障害者ふれあい教室事業補助金	242	242	0	
		じん臓障害者通院助成金	3,287	3,448	▲ 161	
		障害者小規模作業所運営補助金	3,293	2,501	792	
		障害者福祉事業所通所助成金	4,848	4,848	0	
	人権推進費	庄原人権擁護委員協議会助成金	214	220	▲ 6	
	児童福祉総務費	青少年育成庄原市民会議補助金	539	529	10	
		北備地区里親会補助金	48	48	0	
		自立支援教育訓練給付金事業補助金	300	300	0	
		母子家庭高等技能訓練促進費事業補助金	1,200	1,200	0	
	子育て支援事業費	庄原市チャイルドシート購入助成金	295	300	▲ 5	
		出産祝い金	16,950	18,250	▲ 1,300	
		地域子ども・子育て支援事業補助金	445	833	▲ 388	

費目		細々節名称	8年度当初	7年度当初	前年度対比	備考	
民生費	子育て支援事業費	地域子ども・子育て支援事業補助金	12,205	12,668	▲ 463		
		聖慈保育所施設運営補助金	760	583	177		
		妊婦のための支援給付金	13,000	16,500	▲ 3,500		
	災害救助費	庄原市災害援護資金利子補給補助金	19	26	▲ 7		
衛生費	保健衛生総務費	庄原市骨髄ドナー助成補助金	140	140	0		
		病院群輪番制病院運営事業補助金	31,258	31,258	0		
		小児救急医療支援事業補助金	1,921	1,921	0		
		緊急医療対策事業補助金	184,875	178,277	6,598		
		周産期医療運営補助金	61,400	44,500	16,900		
		庄原赤十字病院増改築資金助成金	53,763	53,159	604		
		生活習慣病対策費	食生活改善推進員連絡協議会補助金	225	225	0	
	母子保健費	不妊治療費等補助金	1,000	1,000	0		
	予防費	庄原市骨髄移植患者等の定期予防接種ワクチン再接種費用補助金	50	100	▲ 50		
	環境衛生費	庄原市公衆衛生推進協議会活動費補助金	5,310	5,310	0		
		西城川漁業協同組合補助金	600	600	0		
		生ごみ処理機設置補助金	230	230	0		
		庄原市野良猫の不妊・去勢手術費用補助金	400	400	0		
		浄化槽設置整備事業補助金	948	948	0		
	塵芥処理費	環境保全対策補助金(一木、下谷自治会)	800	800	0		
		環境保全対策補助金(是松自治会)	200	200	0		
		ごみステーション整備設置補助金	280	510	▲ 230		
		環境保全対策補助金(宮原自治会)	200	200	0		
	し尿処理費	環境保全対策補助金(掛田自治会)	200	200	0		
		し尿汲取り補助金	3,720	3,720	0		
	水道事業費	水道事業補助金	254,753	264,498	▲ 9,745		
		飲料水供給施設整備費補助金	8,000	10,000	▲ 2,000		
労働費	労働諸費	庄原地区メーデー開催費等補助金	90	90	0		
農林水産業費	農業振興費	地域農業集団連絡協議会育成事業補助金	195	195	0		
		農業青年クラブ育成事業補助金	473	594	▲ 121		
		農業士友の会育成事業補助金	108	108	0		
		モーモーファーム事業補助金	1,602	1,602	0		
		集落法人連絡協議会補助金	72	72	0		
		経営継承・発展等支援事業補助金	1,000	2,000	▲ 1,000		
		最適土地利用総合対策事業補助金	9,200	0	9,200	新規	
		過疎地域持続的発展支援交付金	13,000	0	13,000	新規	
		農業振興対策事業費補助金	68,538	0	68,538	新規	
		農産園芸振興事業補助金	0	0	0	終了	
		ブランド米推進事業補助金	0	1,000	▲ 1,000	終了	
		農業生産基盤整備事業補助金	41,613	0	41,613	新規	
		農業制度資金利子補給費補助金	84	174	▲ 90		
		環境保全型農業直接支払事業補助金	11,714	10,969	745		
		農業生産法人経営高度化事業補助金	0	12,000	▲ 12,000	終了	
		がんばる農業支援事業補助金	0	12,000	▲ 12,000	終了	
		新規就農者育成事業奨励金	900	2,880	▲ 1,980		
		新規就農者育成総合対策事業補助金(経営開始資金)	6,600	13,200	▲ 6,600		
		就農施設等整備事業補助金	5,758	6,400	▲ 642		
		新規就農者育成総合対策事業補助金(経営発展支援事業)	11,250	0	11,250	新規	
		機構集積協力金交付事業補助金	4,002	9,006	▲ 5,004		
		農産園芸振興事業補助金	5,000	3,000	2,000		
		農業機械導入支援事業補助金	20,000	0	20,000	新規	
		スマート農業推進事業補助金	3,000	0	3,000	新規	
		地産地消農業推進支援事業補助金	3,000	0	3,000	新規	
		地域農業未来創造事業補助金	2,000	0	2,000	新規	
		自給食糧生産応援事業補助金	1,400	0	1,400	新規	
		畜産振興費	アカバネ病予防対策事業補助金	1,262	1,319	▲ 57	
			水田放牧等促進事業補助金	30	60	▲ 30	
			環境保全型農業推進事業補助金	4,000	2,666	1,334	
			家畜飼養施設増改築等支援事業補助金	2,800	5,000	▲ 2,200	
			広島県種雄牛人工授精・受精卵移植事業補助金	3,200	3,200	0	
			比婆牛肥育素牛導入支援事業補助金	7,750	7,750	0	
	比婆牛一貫肥育支援事業補助金		80	80	0		
	和牛ヘルパー利用促進事業補助金		210	210	0		
	繁殖用和牛造成推進事業補助金		11,000	11,000	0		
	あづま蔓導入・自家保留助成金		3,000	3,000	0		
	比婆牛素牛生産奨励金		8,700	8,700	0		
	比婆牛増産促進助成金		1,500	1,500	0		
	比婆牛取扱店舗支援事業		300	300	0		
	乳用牛受精卵導入事業補助金		1,350	986	364		
	乳用牛群検定事業補助金		1,000	1,000	0		
	乳用牛ヘルパー事業補助金		540	540	0		
	乳用牛導入促進事業補助金		4,595	4,595	0		
	豚防疫対策事業助成金	1,092	1,092	0			
	種豚確保対策事業補助金	300	300	0			

費目	細々節名称	8年度当初	7年度当初	前年度対比	備考
農林水産業費	畜産振興費	地域畜産共進会事業補助金	380	380	0
		堆肥利用促進事業補助金	5,055	5,055	0
	戸別所得補償対策費	需要に応じた米の生産推進事業費補助金	4,958	4,458	500
		経営所得安定対策推進事業補助金	18,716	18,291	425
	耕地総務費	庄原市農林施設整備事業補助金	12,400	12,550	▲ 150
	農業基盤整備事業費	土地改良区運営費補助金	10,814	10,814	0
		小規模農業基盤整備事業補助金	6,375	6,775	▲ 400
	基盤整備促進事業費	基盤整備促進事業補助金	28,920	4,200	24,720
	林業総務費	県自然公園環境保全地域補助金	240	240	0
	林業振興費	しいたけ品評会開催事業補助金	86	86	0
		林業事業者就労促進奨励金	900	1,500	▲ 600
		地域木材住宅建築普及事業補助金	6,000	2,000	4,000
		高性能林業機械等導入補助金	35,000	0	35,000 新規
		林業担い手育成・労働安全推進補助金	30,000	0	30,000 新規
		鳥獣被害防止総合対策交付金事業(ソフト)	5,257	1,693	3,564
		鳥獣被害対策実施隊免許費用助成	600	600	0
		有害鳥獣防除事業補助金	1,000	1,000	0
		有害鳥獣防除事業補助金	12,000	15,000	▲ 3,000
		鳥獣被害防止総合対策交付金事業(ハード)	34,269	31,800	2,469
		環境貢献林補助金	100,705	81,101	19,604
		里山林等補助金	68,750	54,234	14,516
		間伐事業補助金	0	26,620	▲ 26,620
		高性能林業機械等導入事業補助金	0	33,923	▲ 33,923
		原木供給・需要促進事業奨励金	18,760	28,980	▲ 10,220
		循環型林業推進補助金	25,257	25,267	▲ 10
		森林作業道補修補助金	19,800	7,800	12,000
	林道事業費	緑資源幹線林道開設事業賦課金補助	2,608	3,375	▲ 767
	水産業振興費	水産繁殖保護対策事業補助金	3,068	2,468	600
		水産漁場監理指導対策事業補助金	1,600	1,600	0
		水産鳥獣害等被害防止対策事業補助金	150	150	0
商工費	商工振興費	高丸山地区環境保全対策協議会補助金	26	26	0
		庄原商工会議所補助金	3,773	3,773	0
		まちなか活性化補助金	2,838	2,279	559
		中小企業振興事業補助金	9,142	4,228	4,914
		商工会補助金	12,851	12,933	▲ 82
		商業集積複合施設維持管理補助金	19,000	22,000	▲ 3,000
		最寄買い店舗改装支援事業補助金	425	425	0
		創業サポート補助金	4,000	3,000	1,000
		外部人材活用支援事業補助金	200	600	▲ 400
		庄原市キャッシュレス推進事業補助金	6,200	0	6,200 新規
	観光交流費	庄原よいとこ祭補助金	2,160	2,160	0
		内水面開放事業補助金	500	500	0
		西城ふるさと祭実行委員会補助金	0	900	▲ 900 終了
		花いっぱい運動事業補助金	204	204	0
		お通り補助金	900	900	0
		遊夏祭花火大会補助金	765	765	0
		比和やまびこ祭補助金	630	630	0
		ふれあい東城まつり補助金	900	900	0
		比和盆踊り花火大会補助金	360	360	0
		ヒバゴン郷どえりゃあ祭補助金	1,665	1,215	450
		広島県雪合戦大会補助金	1,830	1,830	0
		口和モーモー祭補助金	0	3,600	▲ 3,600 隔年実施
		七夕まつりINふるさと高野補助金	400	400	0
		里山を楽しむ町イベント実行委員会補助金	4,064	1,985	2,079
		さくらフェスティバル実行委員会補助金	540	540	0
		ふるさと応援寄附金市民団体等事業支援補助金	475	1,102	▲ 627
		庄原市観光地域づくり補助金	12,343	12,943	▲ 600
	企業立地対策費	数信中央地区開発推進対策協議会補助金	102	102	0
		サテライトオフィス誘致促進事業補助金	1,825	3,776	▲ 1,951
		庄原市企業立地助成金	0	50,000	▲ 50,000
土木費	道路維持費	生活道整備補助金	3,200	4,250	▲ 1,050
	都市計画総務費	ふるさと応援寄附金市民団体等事業支援補助金	3,705	0	3,705 新規
	公共下水道費	下水道事業補助金	847,325	783,041	64,284
	建築管理費	住宅リフォーム助成金	8,000	9,000	▲ 1,000
		建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金	250	250	0
		木造住宅耐震診断及び耐震改修工事費補助金	7,906	7,906	0
		危険建物除却促進事業補助金	4,500	3,600	900
		建築物土砂災害対策改修促進事業補助金	759	759	0
消防費	非常備消防費	消防後援会活動補助金	468	473	▲ 5
	消防施設費	庄原市消防施設整備補助金	200	340	▲ 140
	防災費	庄原市自主防災組織活動促進補助金	3,000	4,000	▲ 1,000

費目		細々節名称	8年度当初	7年度当初	前年度対比	備考
教育費	事務局費	小中学校入学祝金	13,110	13,350	▲ 240	
		庄原市高等学校教育振興補助金	5,900	3,400	2,500	
	教育振興費	庄原市PTA連合会補助金	400	400	0	
	学校管理費	小学校通学補助金	721	519	202	
	教育振興費	小学校交流・体験事業補助金	1,700	1,700	0	
	学校管理費	中学校通学補助金	18,143	18,247	▲ 104	
		中学校クラブ通学補助金	100	100	0	
	教育振興費	クラブ遠征費補助金	5,154	6,000	▲ 846	
		似島交流事業補助金	64	71	▲ 7	
		英語検定料補助金	357	357	0	
	寄宿舎費	中学校寄宿舎生徒帰宅補助金	128	108	20	
	幼稚園費	地域子ども・子育て支援事業補助金	262	262	0	
		私立幼稚園入園料補助金	180	165	15	
		私立幼稚園預かり保育利用補助金	487	756	▲ 269	
	社会教育総務費	庄原市地域女性団体連絡協議会補助金	448	448	0	
		庄原市子ども会育成連合会補助金	229	229	0	
		庄原市青年団体補助金	248	248	0	
		全国大会参加費補助金	909	585	324	
	文化財保護費	文化財保護管理補助金	2,249	449	1,800	
	文化振興費	庄原市文化協会補助金	2,000	2,000	0	
		庄原市親善囲碁大会補助金	91	91	0	
		けんみん文化祭備北地区フェスティバル庄原大会補助金	216	216	0	
		庄原こどもミュージカル補助金	2,500	2,500	0	
	保健体育総務費	庄原市スポーツ協会補助金	4,740	4,740	0	
		スポーツ少年団育成事業補助金	4,770	4,770	0	
		総合型地域スポーツクラブ育成支援補助金	135	135	0	
	体育振興費	四県四郡市総合体育大会補助金	213	713	▲ 500	
		比和かさべるで杯親善ゲートボール大会補助金	200	275	▲ 75	
	学校給食費	地元米利用補助金	207	178	29	
		学校給食費負担軽減支援金	0	12,647	▲ 12,647	終了
		中学校給食費負担軽減支援補助金	14,973	0	14,973	新規

(4)庄原市の指定管理施設の一覧

①指定管理料が0円の施設以外

No	施設名	地域	区分	指定管理料(円)
				令和8年度
1	庄原市庄原自治振興センター	庄原	自治振興センター	6,998,343
2	庄原市高自治振興センター	庄原	自治振興センター	1,592,624
3	庄原市本村自治振興センター	庄原	自治振興センター	2,067,861
4	庄原市峰田自治振興センター	庄原	自治振興センター	1,603,983
5	庄原市敷信自治振興センター	庄原	自治振興センター	2,042,227
6	庄原市東自治振興センター	庄原	自治振興センター	1,301,615
7	庄原市山内自治振興センター	庄原	自治振興センター	1,589,436
8	庄原市北自治振興センター	庄原	自治振興センター	1,450,718
9	庄原市西城自治振興センター	西城	自治振興センター	4,032,069
10	庄原市八針自治振興センター	西城	自治振興センター	1,288,347
11	庄原市小奴可自治振興センター	東城	自治振興センター	1,921,192
12	庄原市八幡自治振興センター	東城	自治振興センター	2,185,349
13	庄原市田森自治振興センター	東城	自治振興センター	1,734,106
14	庄原市東城自治振興センター	東城	自治振興センター	7,107,604
15	庄原市帝釈自治振興センター	東城	自治振興センター	1,746,396
16	庄原市久代自治振興センター	東城	自治振興センター	1,293,873
17	庄原市新坂自治振興センター	東城	自治振興センター	1,050,907
18	庄原市口和自治振興センター	口和	自治振興センター	6,243,046
19	庄原市上高自治振興センター	高野	自治振興センター	2,289,635
20	庄原市下高自治振興センター	高野	自治振興センター	1,458,568
21	庄原市比和自治振興センター	比和	自治振興センター	2,386,034
22	庄原市総領自治振興センター	総領	自治振興センター	2,045,645
23	庄原市東城農産物加工施設	東城	農業振興施設	789,066
24	庄原市高野ファーマーズマーケット	高野	農業振興施設	5,731,174
25	庄原市里山総領特産品加工施設	総領	農業振興施設	2,504,411
26	庄原市小奴可研修センター	東城	農村集会施設	1,195,693
27	庄原市大屋農村広場	西城	農村広場	153,421
28	庄原市ひば道後山高原荘	西城	観光宿泊施設	29,210,039
29	庄原市鮎の里公園	口和	観光宿泊施設	13,415,168
30	庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設(かさべるで)	比和	観光宿泊施設	14,268,114
31	庄原市ほたる見公園	口和	屋外体験施設	1,480,289
32	庄原市庄原交流拠点施設(食彩館しょうばらゆめさくら)	庄原	交流拠点施設	18,560,164
33	庄原市東城交流拠点施設(遊YOUさろん東城)	東城	交流拠点施設	8,089,009
34	庄原市高野交流拠点施設(道の駅たかの)	高野	交流拠点施設	23,861,527
35	庄原市口和交流拠点施設(モーモー物産館)	口和	交流拠点施設	3,348,884
36	庄原市総領交流拠点施設(リストア・ステーション)	総領	交流拠点施設	4,758,200
37	庄原市総領アースワーク河川公園	総領	地域交流公園	
38	庄原市田総の里スポーツ公園	総領	灰塚ダム周辺環境整備施設	6,613,695
39	庄原市ふれあいセンター	庄原	ふれあいセンター	8,660,314
40	庄原市西城ふれあいセンター(ほほえみ館)	西城	ふれあいセンター	4,966,077
41	庄原市東城ふれあいセンター	東城	ふれあいセンター	4,458,801
42	庄原市比和ふれあいセンター	比和	ふれあいセンター	4,481,248
43	庄原市畜場(和の丘)	庄原	畜場	62,190,246
44	庄原市東城畜場(平安の森)	東城	畜場	
45	庄原市高野畜場	高野	畜場	
46	庄原市東城健康増進施設(リフレッシュハウス東城)	東城	健康増進施設	64,295,783
47	庄原市たかの温泉神之瀬の湯	高野	健康増進施設	16,360,122
48	庄原市高野保健福祉センター(ほほえみセンター)	高野	保健福祉センター	5,832,603
49	庄原市口和保健福祉センター	口和	保健福祉センター	4,331,915
50	庄原市口和老人福祉センター	口和	老人福祉センター	
51	庄原市口和地域ケアセンター	口和	口和地域ケアセンター	569,882
52	庄原市総領高齢者活動センター	総領	高齢者等生活支援施設	484,042
53	庄原市総領高齢者能力活用センター(ハートリンクス)	総領	高齢者等生活支援施設	481,529
54	庄原市西城高齢者等生活支援施設(あんしんリビング)	西城	高齢者等生活支援施設	2,256,144
55	庄原市東城小規模老人ホーム有栖川荘	東城	高齢者等生活支援施設	1,377,747
56	庄原市口和自立支援型グループホーム(永田ハイム)	口和	高齢者等生活支援施設	4,310,538
57	庄原市高野高齢者生活福祉センター	高野	高齢者等生活支援施設	2,485,065
58	庄原市総領トータルケアホームゆう愛	総領	高齢者等生活支援施設	1,091,556
59	庄原市立庄原保育所	庄原	保育所	195,856,915
60	庄原市立敷信みのり保育所	庄原	保育所	138,054,980
61	庄原市立庄原北保育所	庄原	保育所	118,806,503
62	庄原市立三日市保育所	庄原	保育所	127,689,493

No	施設名	地域	区分	指定管理料(円)
				令和8年度
63	庄原市立西城保育所	西城	保育所	90,012,621
64	庄原市立東城保育所	東城	保育所	135,920,408
65	庄原市立高野保育所	高野	保育所	81,024,540
66	庄原市立総領保育所	総領	保育所	86,757,720
67	庄原市上野総合公園	庄原	都市公園	31,181,088
68	庄原市東城中央運動公園	東城	都市公園	18,865,661
69	庄原市庄原北公園	庄原	都市公園	1,057,575
70	庄原市民会館	庄原	市民会館	51,799,961
71	庄原市東城文化ホール	東城	市民会館	13,201,223
72	庄原市上谷コミュニティセンター	庄原	生涯学習施設	1,054,241
73	庄原市高野湯川コミュニティセンター	高野	生涯学習施設	1,431,559
74	庄原市高野和南原コミュニティセンター	高野	生涯学習施設	1,454,993
75	庄原市西城創造の村	西城	西城創造の村	247,387
76	庄原市道後山高原合宿センター	西城	研修宿泊施設	4,670,017
77	庄原市高野宿泊研修施設(ふるさと村高暮)	高野	研修宿泊施設	2,048,692
78	庄原市ふるさとセンター田総	総領	研修宿泊施設	4,607,365
79	庄原市総合体育館(さくらアーチ)	庄原	体育館	56,900,906
80	庄原市テニスコート	庄原	屋外体育施設	
81	庄原市多目的広場	庄原	屋外体育施設	
82	庄原市多目的広場クラブハウス	庄原	屋外体育施設	
83	庄原市運動広場	庄原	屋外体育施設	
84	庄原市スポーツ広場	庄原	屋外体育施設	
85	庄原市水泳プール	庄原	水泳プール	
86	庄原市口和スポーツセンター	口和	屋内体育施設	241,489
87	庄原市西城総合運動公園(道後山高原クロカンパーク)	西城	総合運動公園	26,655,616
合計				609,133,062

②指定管理料が0円の施設

No	施設名	地域	区分	指定管理料(円)
				令和8年度
1	庄原市根本田会館	庄原	根本田会館	0
2	庄原市熊野農産物加工施設	西城	農業振興施設	0
3	庄原市東城農産物直売施設(きんさい市)	東城	農業振興施設	0
4	庄原市比和の特産市場	比和	農業振興施設	0
5	庄原市里山総領農業支援センター	総領	里山農業支援センター	0
6	庄原市口和堆肥センター	口和	畜産振興施設	0
7	庄原市口和飼料稲・稲わら保管施設	口和	畜産振興施設	0
8	庄原市西城共同作業場	西城	経済対策施設	0
9	庄原市貝の平しいたけ不時栽培施設	庄原	経済対策施設	0
10	庄原市峰田竹の里工房	庄原	経済対策施設	0
11	庄原市交流宿泊施設(桜花の郷 ラ・フォーレ庄原)	庄原	交流宿泊施設	0
12	庄原市高野山村交流施設(緑の村)	高野	屋外体験施設	0
13	庄原市宮原ふれあい広場	東城	生涯学習施設	0
14	庄原市戸宇スポーツ広場	東城	屋外体育施設	0

(5)庄原市の借地となっている公共施設の概要

番号	種別	R7年度賃借料(千円)	地積(㎡)
1	市民文化系施設	463	3,138
2	社会教育系施設	2,296	1,329
3	スポーツ・レクリエーション系施設	5,649	138,224
4	産業系	483	28,627
6	子育て支援施設	36	557
7	保健・福祉施設	991	3,317
8	行政系施設	916	2,956
9	公営住宅	2,076	9,823
合計		12,910	187,971

(6)特別会計繰出金・一部事務組合等負担金一覧

(単位:千円)

区 分		令和8年度当初予算額	令和7年度当初予算額	増減額	増減率(%)
特別会計繰出金	歯科診療所特別会計	322	296	26	8.8
	休日診療センター特別会計	4,390	4,805	▲ 415	▲ 8.6
	国民健康保険特別会計	306,081	302,110	3,971	1.3
	うち国民健康保険特別会計(直診勘定)	6,103	4,897	1,206	24.6
	後期高齢者医療特別会計	240,216	226,280	13,936	6.2
	介護保険特別会計	950,176	938,870	11,306	1.2
	介護保険サービス事業特別会計	23,571	18,945	4,626	24.4
	小 計	1,524,756	1,491,306	33,450	2.2
一組等負担金	備北地区消防組合	969,875	1,257,076	▲ 287,201	▲ 22.8
	広島県市町総合事務組合	190,466	253,279	▲ 62,813	▲ 24.8
	広島県後期高齢者医療広域連合	751,992	769,573	▲ 17,581	▲ 2.3
	小 計	1,912,333	2,279,928	▲ 367,595	▲ 16.1
その他	水道事業補助金	254,753	264,498	▲ 9,745	▲ 3.7
	うち基準内	82,937	87,998	▲ 5,061	▲ 5.8
	うち基準外	171,816	176,500	▲ 4,684	▲ 2.7
	下水道事業補助金	847,325	783,041	64,284	8.2
	うち基準内	775,375	729,723	45,652	6.3
	うち基準外	71,950	53,318	18,632	34.9
	西城市民病院事業負担金	287,294	259,359	27,935	10.8
	うち基準内	263,614	251,545	12,069	4.8
	うち基準外	23,680	7,814	15,866	203.0
小 計		1,389,372	1,306,898	82,474	6.3
合 計		4,826,461	5,078,132	▲ 251,671	▲ 5.0

庄原市人材育成基本方針

「自ら伸びる力」を育む 環境づくりのために



平成20年 3 月

庄 原 市

はじめに

地方自治体を取り巻く社会環境は、少子高齢化、情報化、国際化の急激な進展、住民意識の多様化・高度化などにより大きく変化しています。

平成１２年４月には地方分権一括法が施行され、地方自治体には自らが自主性を発揮しながら自立した自治体として、地域の実情に応じた施策の展開と創意工夫を凝らした個性豊かで活力に満ちた魅力あるまちづくりを積極的に推進していくことが求められています。

このような中、平成１７年３月３１日に庄原市、比婆郡西城町、東城町、口和町、高野町、比和町、甲奴郡総領町の１市６町が合併し新庄原市がスタートを切りました。合併は最大の行政改革であり、この合併の効果を最大限に発揮し、豊かな自然環境や歴史・文化、観光資源などの貴重な資産を大切にするとともに、それらを活用した新たな庄原市の創造のためには、行政を運営する職員一人ひとりの資質と能力の向上が不可欠であることは言うまでもありません。

一般的に経営資源の要素である「人・モノ・カネ・情報」の中で、「モノ・カネ・情報」は限りあるものですが、「人」は感情や意欲を持っているため、育成や活用方法次第で発揮される力は大きく変化し、無限の可能性を秘めています。これからは行政の経営資源としての「人」の重要性を今まで以上に認識し、人材の育成と活用に積極的に取り組まなければなりません。

直面する様々な課題を解決し新たな施策を展開していくために必要な人材を、「めざすべき職員像」として示すとともに、そのめざすべき職員像に近づくために、職員自らが学ぼう、成長しようとするための、仕組みや環境を整えることを目的とした基本計画を「庄原市人材育成基本方針」としてここに定めることとします。

目 次

第 1	庄原市行政を取り巻く環境と課題	・・・ P 1
	(1) 市民ニーズの高度化・多様化	
	(2) 協働のまちづくりの推進	
	(3) 持続可能な財政運営の実施	
	(4) 職員の高年齢化と大量退職	
	(5) メンタルヘルス不全による休職者等の増加	
	(6) 公務員制度改革への対応	
第 2	人材育成の基本的な考え方	・・・ P 2
	1 人材育成の目的	
	(1) 市民生活の向上	
	(2) 最少の経費で最大の効果をあげる	
	2 人材育成基本方針のもつ役割	
	(1) 人材育成ビジョンの明確化	
	(2) トータル人材育成システムの確立	
第 3	人材育成ビジョン（めざすべき職員像と期待される役割・行動基準）	・・・ P 3
	1 庄原市がめざすべき職員像	
	市民起点	
	経営感覚	
	自律と創造	
	2 職員階層ごとの基本的な役割と行動基準	
第 4	トータル人材育成システム	・・・ P 5
	1 人材確保	
	2 「自ら伸びる力」を刺激する取り組み	
	(1) ひとが活きる人事配置・人材活用	
	(2) 自ら高める職員研修	
	(3) ひとを育てる人事評価制度	
	(4) ひとが育つ組織風土・職場環境づくり	
	3 メンタルヘルス不全対策	
	トータル人材育成システムの体系図	
第 5	人材育成基本方針を推進するために	・・・ P 17

第1 庄原市行政を取り巻く環境と課題

(1) 市民ニーズの高度化・多様化

ライフスタイルの多様化、情報化社会の進展、国・県・市町村の役割の見直しによる権限委譲の推進などによって、行政に対する市民ニーズや、業務内容は急速に変化しており、職員は高度な専門能力やスピード感覚を身につけ、公平・公正かつフレキシブルな行政運営を推進していく必要があります。

(2) 協働のまちづくりの推進

過疎化や少子高齢化の進行をはじめとし、中山間地域をとりまく環境は大きく変動しており、これまでの仕組みや手法のみでは、地域社会の維持や多様化・高度化する市民ニーズへの対応が難しくなっています。市民や自治振興区、企業などが有する多様な“市民のちから”を活かし、行政とともに地域を支える仕組みを構築する必要があります。

(3) 持続可能な財政運営の実施

国の「構造改革」「三位一体改革」や、人口の減少、地域産業の低迷等により、地方交付税、市税が減収する中、庄原市は財政運営の緊急的・抜本的な改善策が求められています。しかし、長期総合計画に基づく少子高齢化への対応、地域経済の活性化、各種事業の推進など、新たなまちづくりへの歩みを止めることはできません。そのため、平成18年10月に策定された「持続可能な財政運営プラン」を踏まえ、職員一人ひとりが現在おかれている状況を十分に認識し、業務にあたっていく必要があります。

(4) 職員の高年齢化と大量退職

平成19年4月1日現在、在職する687人の職員のうち、団塊の世代を中心とする50歳代の職員は、全体の35.1%にあたる241人に達し、職員の高年齢化が進んでいます。

今後10年間に知識・経験豊富なこれらの職員が順次退職時期を迎え、職員構成の急激な変動が予測されることから、人事管理上適切な組織・定員管理を行い、職員の意欲を維持していく必要があります。

(5) メンタルヘルス不全による休職者等の増加

近年、心の健康問題によって病気休暇・休職となる職員が増加する傾向にあり、職員個人の健康問題だけでなく、組織としての活力の維持・向上にも影響を及ぼしています。原因の分析をおこなうとともに、ストレス等の予防について対策を講じる必要があります。

(6) 公務員制度改革への対応

国においては、平成13年12月に「公務員制度改革大綱」が閣議決定され、新たな人事制度の構築に向け、「能力・職責・業績を反映した新給与制度の確立」「能力評価と業績評価からなる人事評価制度の導入」「人材育成を図る仕組みの整備」「多様な人材の確保」等の事項が掲げられました。庄原市における人材育成基本方針の策定にあたっては、これらの目的に沿った内容となるよう留意する必要があります。

第2 人材育成の基本的な考え方

1. 人材育成の目的

(1) 市民生活の向上

人材育成の目的は、自治体職員が何のために存在しているのかという原点に立ち返って考えてみれば、自ずと明らかになります。市役所では福祉・保健・教育・産業・建設など多種多様な行政活動を行っていますが、全ては自治体の使命である「市民生活の向上」をめざして行っていることであり、人材育成の目的も「市民生活の向上を実現できる職員」を育成することにあります。

職員一人ひとりが「市民が安心して充実した生活を送ることのできる環境をどのようにつくっていくか。」を常に念頭に置き、「市民生活の向上」を果たし続けることができるよう、職員を育成することが必要です。

(2) 最少の経費で最大の効果をあげる

定員の適正化や団塊世代の大量退職が進む中においても、組織は業務を滞らせることなく、住民サービスの水準を維持・向上させていかなければなりません。今後、これまで以上に少数精鋭の効果的・効率的な行政運営が求められてくることから、業務の改善や自らの資質・スキルを高めることに強い意欲を持ち、その能力を最大限に発揮して仕事に取り組んでいく職員の育成を図り、もって組織の総合力と生産性を向上させていくことが必要です。

2. 人材育成基本方針のもつ役割

(1) 人材育成ビジョンの明確化

人材を育成する又は自己啓発などにより自ら高めていこうとする上では、「庄原市には今どのような人材が必要なのか。」「職員の能力開発をどのような視点で行っていこうとするのか。」という戦略・計画に基づいた明確なビジョンが必要です。それらを示すものが人材育成基本方針です。

(2) トータル人材育成システムの確立

これからの人材育成においては、従来の職員研修などに主眼をおく人材育成から転換し、人材確保（採用）から人事配置（異動・昇任）能力開発（研修）組織風土の創造そして人事評価を含めた人事管理全体について、それぞれのシステムの中にどのような形で人材育成という視点を取りいれていくかを考えることが必要です。その具体的内容を示すものが人材育成基本方針です。

【用語の解説】 スキル＝技能・技術。訓練によって得られる特殊な技能・技術。

スキルアップとは研修などにより技能・技術を向上させること。

第3 人材育成ビジョン（めざすべき職員像と期待される役割・行動基準）

1 庄原市がめざすべき職員像

【市民起点】

市民に対しやさしさを持ち、親切・丁寧な態度で接遇ができる職員
積極的に市民ニーズを把握し、常に市民の立場に立って考え行動できる職員
庄原市をこよなく愛する地域愛を市民と共有し、相互の信頼関係を築く職員
自治振興区などを通じた地域活動に積極的に参画し、地域と行政のパイプ役として市民との協働に努める職員。

【経営感覚】

市民を行政サービスの顧客と捉え、市民満足度を重視したサービスを提供できる職員
限りある財源や人的資源の中で、日常的に改善や改革を実践できる職員
費用と効果のバランスや市民ニーズと行政サービスの均衡を常に考える職員
組織のミッションを理解し、それを実現するための最善の方法を導き出せる職員

【自律と創造】

自らの価値観と組織の価値観との整合性を図りながら目的と手段をつくり出し進んでいける職員
自己実現や自己成長を目指し、主体性を持って積極的に仕事に取り組む職員
失敗を恐れずに新たな課題に果敢に挑戦していく職員
行政のプロフェッショナルとして自己研鑽に努め、豊かな感性と高い専門性を持ち合わせた職員

2 職員階層ごとの基本的な役割と行動基準

区 分		一 般 職 員	監 督 者 (係長級)	管 理 職 (課長級)
基本的な役割		○ 担当業務の主体的な事務処理	○ 担当業務の処理 ○ 係内の事務の進行管理 ○ 係業務の牽引 ○ 係員の育成指導	○ 組織の行動目標の明示 ○ 業務執行に係る責任者 ○ 組織のマネジメント ○ 内外との連携や調整
行 動 基 準 (望 ま し い 行 動)	業務遂行能力	担当業務を正確・迅速に遂行できる。	困難な業務を適切に処理することができる。	組織の体制づくり、業務の進行管理を行うことができる。
	政策形成能力	課題を発見し、対応策を提案できる。	担当分野の課題を政策として具体化できる。	長期的視点と幅広い視野で戦略的な政策が形成できる。
	意思決定能力	業務上の問題点を発見し、業務遂行上必要な判断ができる。	複数の施策について、重要性、緊急性、有効性を判断できる。	バランス感覚を持ち、冷静、的確に最善手段についての判断ができる。
	内外折衝力	相手の立場や主張を理解し、自分の主張や提案を伝えることができる。	折衝において、意見を整理し、解決や調整の方向を打ち出せる。	困難な場面において、対外的な折衝ができる。
	説明責任能力	市民に対する責任を意識して業務を遂行し、必要な説明ができる。	市民に対して、業務についてわかりやすく、効率的で効果的な説明ができる。	市民に対して、事業の過程や理由、結果などについて、全庁的立場から積極的な情報提供ができる。
	危機管理能力	情報を報告し、上司の指示命令に従って行動できる。	業務上の不測の事態に適切に対処し、第一線での連絡・調整ができる。	不測の事態に対し、迅速、的確に判断し、組織の指揮・命令ができる。
	情報活用能力	業務に関する情報収集、分析、加工、活用ができる。	職場に必要な情報を活用し、発信できる。	情報を活用し、施策の展開につなげることができる。
	リーダーシップ	—	係を柔軟性、機動性をもって動かすことができる。	組織の目標設定を行い、部下に対して目標実現への筋道を示し、その動機付けができる。
	部下の把握・育成能力	後輩に対し、日々の業務を通じた指導ができる。	係員に対し、職務を通じた指導ができる。	組織内に人材育成の仕組みをつくることができる。
	公務員としての使命感、倫理観、人権感覚	全体の奉仕者という認識と、個人の人権を尊重する意識を有している。	業務の中で、全体の奉仕者という認識を持ち、人権尊重に積極的に関わっていくことができる。	公務員としての使命感や倫理観、人権尊重の視点での業務遂行を指導することができる。

第4 トータル人材育成システム

1 人材確保・・・「人物本位」の多様な人材の確保

職員の採用は人材育成の入口です。庄原市にとって職員を1人採用することは、生涯賃金で見ると2億円を超える巨額の投資です。その職員が2億円の仕事をすることにすぎないか、5億円分の価値を見出すのかということを考えれば、職員採用は最も重要な取り組みの一つと考えられます。

○人物本位の採用試験への転換

近年、公務員試験に対する各種対策の普及によって受験テクニックに長けたものが増えている実態があり、従来の筆記試験の成績重視の方法で、本当に優秀な人材を確保できるのかという疑問が生じています。

求める人材に必要な個人資質のうち、可変性の低い「パーソナリティ^{*}」を人物本位の試験方法の中で見極めていくことが重要となります。

今後は人物本位の選考方法への転換を図ることとし、従来の個人面接に加え、「集団面接」、「集団討論」、「プレゼンテーション試験」などの試験を行うことにより、人物評価の機会を増やします。

○多様な任用形態の整備

地方公務員法の改正により、地方公共団体がそれぞれの地域課題に適切に対処することを容易にするため、多様な任用・勤務形態が可能となりました。

任期付採用制度、任期付短時間勤務職員、修学部分休業、高齢者部分休業、再任用制度などの形態から、本市の直面する課題、行政ニーズにマッチするものについて、制度の導入・運用を図ります。

○民間経験者の採用

民間企業経験を有する人材は、経営感覚や民間的発想など、職員として有すべき「マインド^{*}」を採用時に既に持ち合わせていることがあります。

高度な専門知識やコスト意識などを持ち合わせた即戦力の人材を得るために、民間経験者の採用を推進します。

【用語の解説】 パーソナリティ＝性格特性、動機、価値観などであり、多くの部分は成人するまでにある程度固まり、それ以降は大きくは変化しない。可変性は低く開発することは難しい。

【用語の解説】 マインド＝意識や、気持ち、志と呼ばれるものであり、意志と意欲から成り立っている。性格や価値観と比べて可変性が高く、開発が可能である。

2 「自ら伸びる力」を刺激する取り組み

(1) ひとが活きる人事配置・人材活用・・・「モチベーション^{*}」を高める人事管理

職員に多様な業務・職場を経験させ、異なる視点から行政実態の把握、市民との折衝・対応を行うことは非常に重要であり、人材育成の観点に立って人事異動や昇任を考えることが、組織全体の生産性を高めることにつながります。

また、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、高度な知識と経験を有する専門職の育成についても人事管理の観点から検討することが必要となっています。

○適材適所の人事配置

アンケート結果からも読み取れるように、「仕事に関心や興味があるとき」職員の「モチベーション」は高まります。

現在の人事配置における問題点を把握するとともに、人事評価などの活用により職員の状況を把握し、適材適所の人事配置に努めます。

また、組織や機構、配置人数についても機動的に見直しを行い、組織の総合力を高めて行きます。

○本庁・支所間の人事異動

平成17年3月31日の合併により、7つの異なる自治体で仕事をしていた職員が、「新庄原市」の職員となりました。合併から2年近くが経過した時点で行ったアンケート結果においても、仕事の進め方や施策決定の過程などについて温度差を感じている職員がいました。

本庁・支所間の交流人事の促進を求める意見があることも踏まえ、職員の職域と視野を広げ、中長期的な人材育成、能力開発を推進するため、本庁・支所間の異動を積極的に実施します。

○ジョブ・ローテーション

適材適所の人事配置を行う上で、若年層職員の能力・適性を見極めるためには、様々な職務を経験させることが有効です。また人は新しい仕事に就いたとき、職務を遂行するための新しい知識や技術を習得しようとする「マインド」が働きます。

一般職員については、採用後概ね10年程度の期間を「人材育成期間」と位置付け、異なる職場を3箇所以上経験させるジョブ・ローテーションを行います。

また、同一職場内においても、幅広い視野と多様な知識を習得させるために、職場内ジョブ・ローテーション（担当業務の変更）を人材育成の観点から推進します。

○庁内公募制度の実施

プロジェクト型の組織や特定のポストについて、高い挑戦意欲や熱意を持った職員を公募で配置し、職員の能力や適性を発揮できる機会を提供します。

○複線型人事制度^{*}の導入

組織のスリム化が進む中、職員一人ひとりの担当業務は多様化せざるを得なくなり、職員の多くがゼネラリスト^{*}的な資質を持つことが求められています。

反面、市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、特定の分野において高度かつ専門的な資格や経験を有するスペシャリスト^{*}やエキスパート^{*}の育成・配置が必要となってきました。それぞれの職員がバランスよく配置される組織の確立に向け、複線型人事制度の検討を行うこととします。

○男女共同参画の推進

平成 19 年 4 月に策定された庄原市男女共同参画プランの視点を踏まえ、職員に対する意識啓発と理解の促進を図るとともに、能力開発、研修の充実、管理職の登用などを推進します。

【用語の解説】 モチベーション＝意欲。やる気。積極的に何かをやろうと思う気持ち。

モチベーションが高い状態とは、「こうしたい」「こうなりたい」という明確な意志を持ち、それに向かって自らを鼓舞し、取り組んでいる状態を言う。

【用語の解説】 複線型人事制度＝従来の、課長・係長といったライン長を中心に職階を維持する人事システムに加え、専門的能力を備えた職員のポストの位置付けを明確にするため、複数のキャリアコースをつくる人事制度

【用語の解説】 ゼネラリスト＝特定の分野の業務に固定化せず、適材適所に配置される職員で、いろいろな分野の幅広い知識や能力を持っている人

【用語の解説】 スペシャリスト＝特定の資格・免許や技能を有する職種で、専門的に業務を担当する人

【用語の解説】 エキスパート＝資格や免許は必要としないが、特定の分野の業務に精通・習熟した人

(2) 自ら高める職員研修・・・「受けさせられる研修」から「自ら高めるための研修」へ

○自己啓発の推進

自己啓発は研修の原点であり職員の能力開発にとって最も効果的なものです。

人は、窮地に追い込まれたとき、壁にぶつかったとき、または未知の職場に異動になったとき、「その状況をなるべく早く打開しよう」「知識を深めよう」として文献を読んだり、他人に聞くなど、自己変革を遂げようとする「マインド」が働きます。ジョブ・ローテーションや業務における課題の提供など、職員が自己啓発を行うしかけづくりをすることが必要です。

項 目	内 容
自己啓発のための情報提供	各種研修、資格取得、通信講座などに関する情報提供を行います。
資格取得助成事業の整備・検討	業務を行う上で、必要と認められる資格の取得について、助成事業の活用・整備を検討します。
地域活動への積極的参画	職員には、地域に根ざし、市民との協働ができる地域性を持つことが求められています。そのため職員がボランティア活動として自治振興区応援隊などにおける地域活動に積極的に参加・参画するよう促します。
各種セミナー、講演会への積極的参加	自ら視野を広め、知識を深めるため、職員研修として行う研修会以外のまちづくり講座、人権啓発セミナー、各種講演会などについても、各所管課より職員に周知し積極的な参加を促します。
職員提案制度の実施	市民サービスの向上、行政サービスの効率化および職員のやる気、意欲を引き出すことを目的として、職員自らの柔軟な発想を活かした提案を募り、アイデアを活かすための仕組みをつくります。
修学部分休業制度、自己啓発休業制度の検討	自発的に大学その他の教育施設で学ぼうとする職員が一定期間休業することにより「スキルアップ」を図ることが可能となるよう、地方公務員法の改正により制度化された修学部分休業制度や自己啓発休業制度の導入を検討します。

○職場研修の促進

職場内において日々の業務を通じて行われる指導を「職場研修」といいます。

職場の上司・先輩が、部下や後輩に日常の仕事を通して必要な情報や知識、技術、意識等を個々の職員に応じて計画的・効率的に習得させる研修です。

職場研修は、予算が不要なうえ、指導する側の上司と指導される側の職員の両方に研修効果をもたらす非常に効果の高い取り組みといえます。

しかし、アンケート結果からは「職場研修・指導が効果的に行われていない。」という意見が多いことから、各職場の主体性に委ねるだけでなく、全庁的に推進していくための働きかけが必要です。

項 目	内 容
効果的な職場研修の促進	部下や後輩を持つ職員には、日々の業務を通じ、部下や後輩に対して服務規律・接遇マナー・法令読解および仕事の進め方などについて助言や指導を行うことが求められます。そのため「自らが部下や後輩の能力ややる気を引き出すコーチ（指導者）である」という意識づけを行い、効果的な職場研修の実施を促進します。
新規採用職員の重点育成	定員適正化計画の実施により、限られた職員数でこれまで以上の行政サービスの提供が求められることから、新規採用職員が1日も早く職場の戦力となるよう重点的に育成するためのプログラムを検討します。
本庁・支所間の合同研修の推進	本庁・支所間で共有すべき専門知識や能力・技能の向上のため、共通認識を持って問題点・課題を出し合うための「本庁支所合同研修」の実施を推進します。
出前トークの推進	市民の求めに応じて職員が地域に出向き、重点事業や市の施策について直接市民に説明し、理解と協力を得るとともに、市民からの意見を聴取する「出前トーク」を推進し、職員のプレゼンテーション能力、対人折衝能力の向上を図ります。
保育職場における職場研修の充実	保育士、調理員を対象とした所内研修を継続的に実施し、保育内容、衛生管理、食育、幼児虐待や子育て支援に関する情報の共有、課題の把握およびその解決方法についての検討や研修を推進します。
医療職場における職場研修の充実	めまぐるしく変わる医療制度の法改正に対応するため、診療報酬、医療法にかかる院内研修、サービス向上のための接遇研修を定期的 to 実施し、医療サービスの向上に努めます。

○職場外研修の充実

本来の勤務場所から離れ、研修所等で一定期間集中的に行う研修を「職場外研修」といいます。

ひろしま自治人材開発機構、市町村職員中央研修所、国際文化研修所等の研修機関において行う職場外研修は、職員が職務を行う上で必要な「スキル」を体系的に学ぶという面で効果的であり、採用や昇任、配置換などといった様々な機会を捉えて、できるだけ多くの職員に公平に学ぶ機会が与えられるよう留意する必要があります。「モチベーション」、「マインド」そして「自発性」が伴わない中での研修参加は税金の無駄遣いです。「受けさせられる研修」から「自ら高めるための研修」へと職員の意識を変える工夫が必要です。

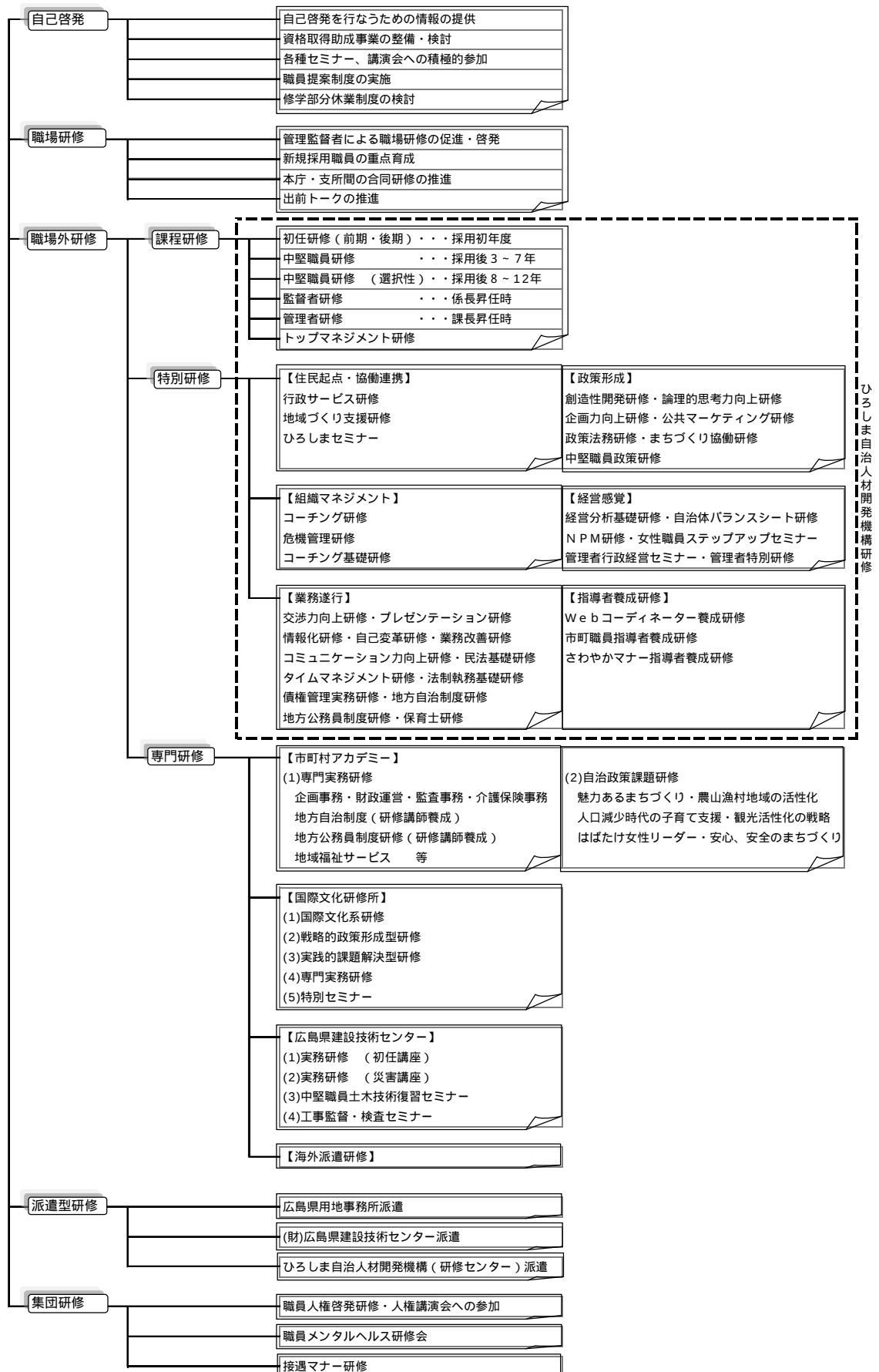
項 目	内 容
課程研修の充実	新規採用職員、中堅職員、監督者、管理者等の各職位に必要な基本的な「スキル」を養うとともに、問題意識を持って業務に取り組むための能力の向上を図ります。 また、市独自の新規採用職員研修として、清掃施設でのごみ収集体験や、福祉施設での介護実地体験などを検討します。 中堅職員研修の一部では、多くのメニューの中から職員が自らのキャリア形成に有効と思われる研修を選択させることにより「モチベーション」の喚起を促します。
特別・専門研修の充実	地方分権の進展や高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、ひろしま自治人材開発機構、市町村職員中央研修所、国際文化研修所などを活用した、専門知識、専門技術向上のための特別研修を実施します。
保育職場における職場外研修の充実	児童福祉法の改正や保育所保育指針の改訂により、保育環境の整備や利用者ニーズへの対応、開かれた保育所づくり、保育士の専門性を高める努力がより重要となっています。 時代が求めている保育内容の学習や市立保育所間の保育実践交流（公開保育）を定期的の実施し、専門的知識・技術の向上、保育士の相互理解を深め、保育内容の充実に努めます。
医療職場における職場外研修の充実	医師、看護師、技師ともに広島県国保診療施設地域医療学会および全国国保地域医療学会など、各分野における研修会等へ積極的に参加することで専門知識、専門技術の向上を図ります。
派遣研修の充実	派遣研修は、職場を離れ広島県や県の外郭団体などでの業務を経験することにより、幅広い視野や専門的な「スキル」を習得するものであり、今後一層積極的な取り組みを実施します。

eラーニングの実施	市町村職員中央研修所、国際文化研修所では、専門実務研修課程の一部科目において、インターネットを利用したeラーニングによる受講機会の提供が行われています。職場にしながら専門的知識の習得が図れることから、実施について積極的に検討します。
人権啓発研修の実施	人権が尊重される社会の実現を目指して、職員一人ひとりが人権感覚を研ぎ、それぞれの立場で常に人権尊重の視点に立った職務が遂行できるよう資質の向上を図るための研修を実施します。 メニューについても、同和問題、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人の人権など、幅広い視点から講師を選定し、毎年開催します。
内部講師の養成	接遇マナー研修や地方公務員制度研修などの講師ができる職員を内部で養成するため、ひろしま自治人材開発機構、市町村職員中央研修所などが実施する講師養成研修への積極的な派遣に努めます。

○研修効果を高めるための取組

項 目	内 容
研修受講記録のデータベース化	職場外研修および適材適所の人事配置を効果的に実施するためには、職員が過去に受講した研修や取得している資格などを時系列・種類別に管理しておく必要があります。人事管理システム等の活用によりこれらの情報をデータ管理し、次期受講候補者のリストアップ、人事異動の参考資料とするなど有効的に活用します。
フィードバック体制の整備	研修の目的は「行くこと」でも「行って学ぶこと」でもなく「行って学んだことを業務に活かすこと」です。 研修の受講生にレポートの提出を求めたり、朝礼や職員会議等の場で、研修で習得した研修内容について発表する機会を設けるなど、業務の中にフィードバックする体制を整備します。

・・・・・・庄原市職員研修体系・・・・・・



(3) ひとを育てる人事評価制度 ・ ・ ・ 自らの強み弱みを気付かせるための人事評価

公務員制度改革への対応を図り、職員個々の能力や適性が最大限に発揮できる環境を整備するため、能力・実績を重視した人事評価制度を導入します。

また、評価結果に基づく人事配置や給与制度への活用を検討し、職員の意識改革や意欲喚起に努めます。

項 目	内 容
人事評価制度の導入	能力評価、実績評価を柱とする人事評価制度を導入します。制度を検討する上では、客観性、透明性、公平性の確保に十分留意し、わかりやすい評価シートを検討します。導入については、管理職を対象とした試行からスタートすることとし、修正・改善を経て本格実施につながるよう取り組みます。
評価基準等の開示	透明性を確保するために、評価基準、評価項目を職員に公表することとし、透明性の高い制度づくりに努めます。
フィードバックミーティングの実施	人事評価結果についてフィードバックする機会を設け、「評価すること」「改善すべきこと」「気づき」を職員本人に伝えるなど、納得性の確保に努めます。
評価者研修の実施	評価者自身が人事評価制度への理解を深めるとともに、評価者の評価能力を向上させ運用面でも円滑な対応が図れるよう、評価者研修を行います。
処遇への反映	平成 18 年 4 月に、国家公務員の給与構造改革に準じ、年功・勤務年数を重視した年功的昇給制度を改め、勤務能力・実績をより昇給に反映しやすい内容で給与制度改革を行っています。 また、勤勉手当についても勤務実績をより反映し得るよう改正を行いました。 今後は、人事評価制度の導入により、評価結果を昇給・勤勉手当などの給与、昇任・配置換えなどの人事配置に反映させ、職員がやる気や働きがいを持って職務に取り組むことのできる仕組みをつくります。

(4) ヒトが育つ組織風土・職場環境づくり・・・総合力を高めるための「変革」

職場の体質や雰囲気は、職員の「モチベーション」の向上に大きく影響します。特に、管理・監督者は常に職員の意識の高揚を図り、組織の総合力を高めるための取組みを実践しなければなりません。

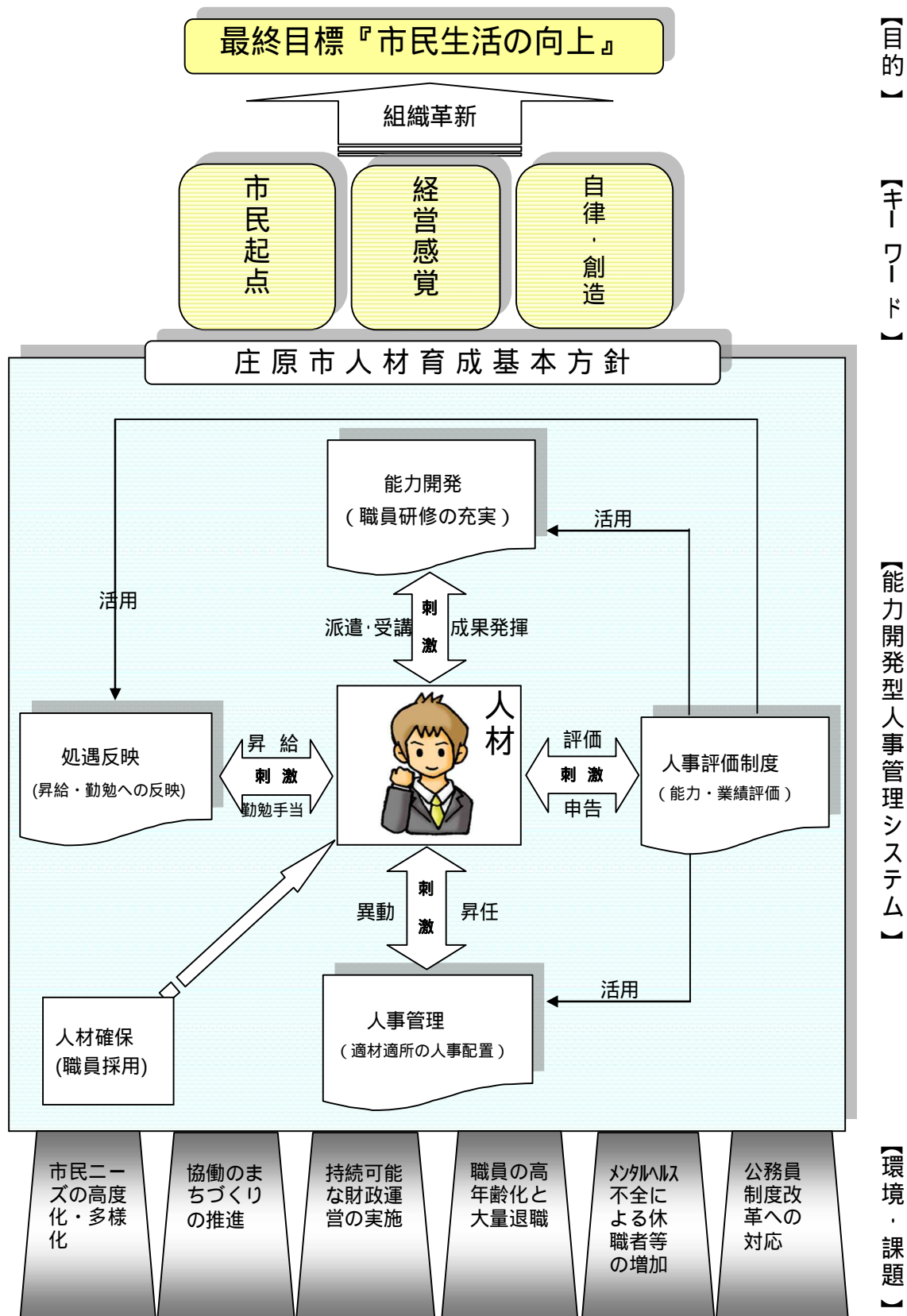
項 目	内 容
職員の意識改革	職員は、公務員の基本原則である「全体の奉仕者として職務に専念すること。」「最少の経費で最大の効果を挙げることを。」を常に意識しなければなりません。 職員一人ひとりが経営感覚を養うとともに、行政経営を実践するため、事務事業や施策の実施・検討にあたっては、自ら率先して変革に取り組むという意識づけのための取組を図ります。
管理・監督者の意識改革	職員の能力開発にとって、管理・監督者の果たす役割、与える影響は非常に大きいものがあります。 管理・監督者は常に職員の「モチベーション」を向上させる努力が必要であり、そのため職員には課題・変革へのチャレンジ経験をより多く積ませ、「成功を誉めること」「失敗をフォローすること」など人材育成の観点からの取組を図ります。
組織・職場目標の明確化	アンケート結果から、「組織・職場目標の明確化が必要である。」と感じている職員が多いことがわかります。 この人材育成基本方針でも「めざすべき職員像」を掲げたように、課・係などの組織・職場内においても一定期間ごとの目標、課題を明確にし、職員同士が共有するとともに、その目標について、進捗状況、経過などを適宜確認するための「目標管理制度」の導入について検討します。
職場ミーティングの活性化	職場の上司と職員が市政全体の動きや業務に関する情報（主要施策、財政状況、制度改正、組織・職場目標、職場における改善点など）を共有することは、職務を行う上で、また職場の一体感を醸成するという面でも重要です。 ミーティングは単方向への情報提供に留まらず、双方向で意見や職員が抱えている課題を出し合うことで、より有意義なものとなります。管理・監督者は、各職場において、連絡・学習のためのミーティングを定期的実施するように努めます。

3 メンタルヘルス不全対策

メンタルヘルス不全に対する正しい知識と理解の普及に努め、新たなメンタルヘルス不全の予防と、病気休暇・休職者の職場復帰に向けたサポートを充実します。

項 目	内 容
メンタルヘルス不全に対する情報提供	メンタルヘルス不全は、誰もがなる可能性があり特別な病気ではありません。啓発資料や研修会等を通じて、メンタルヘルス不全に関する基礎知識の普及、理解に努めます。
セルフケアへの支援	心の健康づくりを推進するためには職員自身が「心の健康」について正しく理解するとともに、自らのストレスに気づき、そのストレスを予防し、緩和するための対処法を身につけることが必要です。 情報の提供や研修会の開催など、職員がセルフケアを行うための支援を行います。
ラインによるケアの推進	ラインによるケアとは、上司である管理・監督者による職場環境の改善、個別相談などの対応をいいます。 ストレス要因には、職場の人間関係や仕事の量なども挙げられることから、管理・監督者は職場内における上司と職員、職員同士が良好な人間関係を保てるよう、常に風通しのよい職場風土づくりを心がけるとともに、職員間の事務配分の調整、時間外勤務の縮減など過重労働とならないための配慮が必要です。
メンタルヘルス不全による病気休職者等に対するサポート体制の充実	職員がメンタルヘルス不全となったときは、所属職場の管理・監督者と人事担当部門との連携により、その職員をサポートする体制をつくる必要があります。 職員本人や、家族、主治医との面談により、ストレス要因がどこにあるのかを検証し、主治医、産業医、衛生管理者などの指示に基づき必要な対応を図ります。 また、対応に際しては、メンタルヘルス不全となった職員のプライバシーの保護に十分留意する必要があります。
職場復帰支援	メンタルヘルス不全により長期休職している職員が職場復帰するに当たっては、その不安の軽減および円滑な職場復帰と再発防止を図る必要があります。 そのために、復職先となる職場の管理・監督者は、職員のメンタルヘルス不全について理解した上で、必要に応じ、業務内容や業務量の変更、職場内でのサポート内容の徹底を行います。人事担当部署においては、人事管理上の必要な配慮を行うこととし、職員が希望する場合は、主治医の了承を得て職場復帰訓練を行います。

【トータル人材育成システムの体系図】



第5 人材育成基本方針を推進するために

庄原市人材育成基本方針の策定は、「職員変革」「組織革新」のためのスタートラインに立ったことを意味しています。

方針に基づき人材育成を図っていくために、職員それぞれの果たすべき役割を明らかにし、長期的な視点を踏まえ、計画的かつ効率的に取り組むこととします。

(1)職員の役割

職員一人ひとりが行政のプロフェッショナルとしての自覚と責任を持つとともに、能力開発については、組織や上司からの働きかけや指示を待つ受身の姿勢ではなく、自らが主体的、積極的に取り組まなければなりません。

常に自己研鑽に努め、心身の健康を維持するとともに、職員同士が切磋琢磨し、職場の風土を学習的なものに変えていくよう努めます。

(2)管理監督者の役割

部下の育成は、管理監督者にとって大変責任のある役割です。その人材育成に対する取組姿勢が職員の意識や職場の雰囲気 zu 大きな影響を与えることから、管理監督者自らが率先垂範して自己啓発に励むとともに、職場内で積極的にコミュニケーションをとるなど、部下の能力や意欲、適性の把握に努めます。

(3)人事担当部門の役割

今後、人材育成を進めていくためには、人事担当部門の機能充実が求められます。

人材育成基本方針に掲げた“めざすべき職員像”を全職員に浸透させ、共有する中で人材育成に関する取組み・施策の充実を図るなど、職員変革、組織革新へつながる総合的な取組みを行います。